

沼田市

人権尊重のまちづくり計画

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画

沼田市再犯防止推進計画

【案】

令和5年1月現在

目 次

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画	1
第1章 計画策定の背景.....	1
1 計画の概要	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 市の施策全体の中での位置付け	2
2 人権施策の動向	4
2－1 國際的な動向	4
2－2 国の動向	4
2－3 群馬県の動向	5
3 市民意識調査結果からみる市民の人権意識	6
第2章 計画について.....	15
1 計画の基本理念	15
2 計画期間	15
3 基本的な考え方と姿勢	16
4 さまざまな場面や機会における施策の基本的方向	17
5 持続可能な開発目標（SDGs）について	18
6 計画の推進体制	19
6－1 進行管理	19
6－2 評価指標	19
第3章 人権課題ごとの取組方針について	20
1 女性	20
2 子ども	24
3 高齢者	28
4 障がいのある人	32
5 同和問題	36
6 外国籍の人	40
7 感染症患者等	44
8 犯罪被害者等	46
9 刑を終えて出所した人等	48
10 インターネットを介した人権侵害	52
11 性的マイノリティ（性的少数者）	56
12 さまざまな人権課題等	60

沼田市再犯防止推進計画	61
1 計画策定の趣旨	61
2 計画の位置付け	61
3 計画期間	61
4 取組内容	61
参考資料	63
相談窓口一覧	63
沼田市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会設置要綱	64

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画

第1章 計画策定の背景

1 計画の概要

1－1 計画策定の趣旨

昭和 23（1948）年、「世界人権宣言」が国際連合（以下、「国連」という。）総会において採択されました。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第一条）からはじまる同宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、世界の人権尊重の取組の基礎となりました。これ以降、国をはじめとして、都道府県や全国の市区町村で人権施策が展開されています。

本市は、平成 29（2017）年3月に本市のまちづくりの方針や施策の方向性を示す「沼田市第六次総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定し、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田」をまちづくりの将来像に掲げ、すべての人の基本的人権が尊重され、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現を目指しています。

しかしながら、現在も社会のさまざまな場面において、生命・身体の安全にかかる事例や、社会的身分、人種、民族、信条、信仰、性別、障がい、門地等による不当な差別やその他の人権侵害が存在しています。

また、近年、コロナ禍において発生している医療従事者や感染者への偏見、インターネットの普及による SNS*などでの誹謗中傷、性的マイノリティ（性的少数者）に関する知識の不足から生じる差別など、これまで表出してこなかった人権課題が明らかになっており、人権について正しい理解と行動を身に付けることが必要であり、人権教育・啓発の重要性がますます高まっています。

こうしたことから、あらゆる教育、啓発等の場を通じて、人権を学び発信することにより、習慣・文化として日常生活に定着させ、子どもから大人まですべての市民一人ひとりの人権を尊重し、こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できる社会の実現を目指し、市民、人権教育や啓発に取り組む組織・団体、社会福祉協議会や関係機関等と連携し、「沼田市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

* SNS:ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービス

1－2 市の施策全体の中での位置付け

総合計画では、「構想の推進～市民協働のまちづくり～」の基本施策の1つとして「人権の尊重と平和の推進」を位置付け、人権に対する正しい理解の促進と、偏見や差別のない社会づくりに向け、人権教育・啓発と平和行政を推進するとともに、その方向性に基づき、教育、子育て支援、健康づくり、福祉をはじめ、さまざまな分野で計画的な施策推進を図っています。

教育分野においては、「**沼田市教育施策の大綱**」（平成29（2017）年2月策定）に基づき「**沼田市教育行政方針**」や「**沼田市人権教育推進方針**」を毎年度策定しています。「沼田市人権教育推進方針」では「豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育・家庭教育との連携を図ることにより、基本的人権を尊重する教育」を基本方針に掲げ、学校や地域社会における人権教育を推進しています。

子育て支援分野においては、「**沼田市子ども・子育て支援事業計画**」（第2期 令和2（2020）年3月策定）の基本理念「子どもが 親が 地域が 元気！みんなで育てる沼田の子」に基づき、すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指して、子どもたちの健やかな成長の支援、教育・保育ニーズに対応した環境の整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスの促進に努めています。

健康づくり分野においては、「**沼田市健康増進計画 健康ぬまた21**」（第2次 令和2（2020）年3月策定）の基本理念「こころがかよいあう、活力あふれた健康なまちづくり」に基づき、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を基本目標に掲げ、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底や、こころと体の健康を支えるための社会環境整備に努めています。

福祉分野においては、すべての市民が安心して生活を続けられる地域共生社会の実現を目指す「**沼田市地域福祉計画**」（第2次 平成31（2019）年3月策定）、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す「**生き生き長寿のまちづくり計画(沼田市高齢者保健福祉計画・沼田市介護保険事業計画)**」（第8期 令和3（2021）年3月策定）、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す「**沼田市障害福祉計画(障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)**」（令和3（2021）年3月策定）、こころの豊かさを大切に一人ひとりが輝ける沼田市を目指す「**沼田市自殺対策推進計画**」（平成31（2019）年3月策定）などを策定し、すべての市民の権利が擁護され、互いを尊重し合うまちの実現を目指して各施策に取り組んでいます。

また、「沼田市男女共同参画計画」（第4次 令和3（2021）年3月策定）では「男女共同参画社会の実現～誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市～」を基本理念とし、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指しています。「沼田市地域防災計画」（昭和42（1967）年9月策定・令和4（2022）年2月修正）など、災害に備えた計画では、すべての市民の生命や財産を災害から守るための施策に取り組んでいます。



2 人権施策の動向

2-1 國際的な動向

昭和 23（1948）年の「世界人権宣言」採択によって世界の人権尊重の取組の基礎が示されて以降、昭和 41（1966）年には「社会権規約」及び「自由権規約」の二つの「国際人権規約」が採択されたほか、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」、昭和 54（1979）年の「国際児童年」、昭和 56（1981）年の「国際障害者年」等、多くの人権に関する国際年が制定されるなど、世界人権宣言の精神の実現を目指し、さまざまな取組が進められてきました。平成 6（1994）年には、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択され、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。この取組はその後、平成 17（2005）年からの「人権教育のための世界計画」に引き継がれています。

さらに、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中には「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。SDGs は「地球上の誰一人取り残さない」（No one will be left behind）を理念として掲げており、17 のゴールには「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」が含まれており、人権教育・啓発の推進は SDGs の達成に向けた重要な役割を担うと考えられます。

2-2 国の動向

昭和 22（1947）年施行の日本国憲法は、基本的人権の尊重について「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第 11 条）と掲げておらず、この理念に基づき、人権尊重の社会づくりに向けた取組が進められてきました。昭和 31（1956）年に国連加盟後は、人権に関する数々の条約が締結され、平成 7（1995）年には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が批准され、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年」推進本部が設置されました。

平成 9（1997）年には「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。この計画では、人権教育の重要課題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者^{*1} 等、刑を終えて出所した人などが示されています。

平成 12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、平成 14（2002）年には同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存

し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これほどなんに強調してもし過ぎることはない。」と、人権教育・啓発の重要性が明らかに示され、そのための施策を総合的かつ計画的に推進していくことの必要性が示されています。また、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発について、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と基本理念を定めています。

平成25（2013）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、これをもって「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が批准されました。

さらに、子ども、高齢者、障がい者に対する虐待防止や、女性、障がい者に対する雇用機会の確保などを目的とした法律など、人権課題ごとの整備が進められ、近年では平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ^{*2}解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の人権に関する3つの法律が施行されました。

2－3 群馬県の動向

群馬県では、平成12（2000）年に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」（以下「群馬県行動計画」という。）を策定し、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人ひとりの人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現を目指し、さまざまな人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。

さらに、群馬県行動計画の成果と課題を踏まえ、平成17（2005）年度以降の新たな計画として「人権教育・啓発に関する群馬県基本計画」を策定し、「あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての県民が一人一人の人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざす」ことを目標としています。

また、群馬県教育委員会では、平成14（2002）年に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、この基本方針のもと、平成16（2004）年に「群馬県人権教育推進計画（学校教育・社会教育）」を策定しました。さらに、平成19（2007）年に「群馬県人権教育充実指針」を策定し、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の方向性を示し、人権教育の推進に努めています。

*1 HIV感染者:HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染していても特徴的な症状が出ていない人

*2 ヘイトスピーチ:民族や国籍等の違いを理由とする差別的な言動

3 市民意識調査結果からみる市民の人権意識

(1) 調査の概要

本調査は、市民の人権に関する意識、実態等を把握・分析し、本計画を策定するうえでの基礎資料として活用するために実施しました。

以下に、人権課題全般に関する設問の結果とそれによる課題の整理を示します。また、性別や年代別で差が見られる設問は、該当する図表を表示しています。

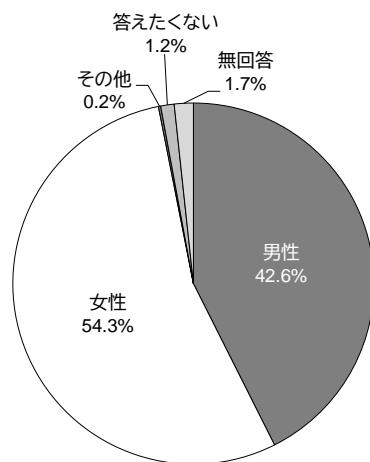
なお、各人権課題に関する設問の結果は「第3章 人権課題ごとの取組方針について」のそれぞれの項に掲載します。

① 調査地域	沼田市全域
② 調査対象	令和3(2021)年12月1日現在、住民登録されている満18歳以上の市民
③ 対象人数	2,000人
④ 抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出
⑤ 調査方法	郵送による配布・回収
⑥ 調査期間	令和3(2021)年12月27日～令和4(2022)年1月20日
⑦ 有効回収数(n)	998人(回収数1,000人)
⑧ 回収率	49.9%

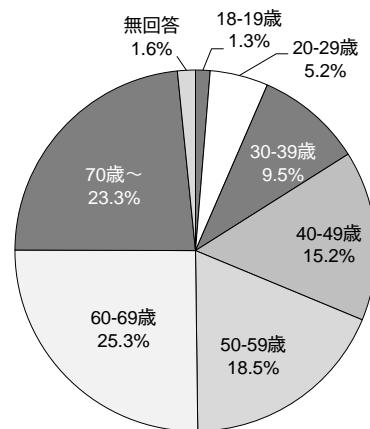
(2) 調査結果の概要

回答者の性別・年代

- 女性（54.3%）が男性（42.6%）より若干多い
- 60歳代（25.3%）、70歳以上（23.3%）が2割以上で比較的高い



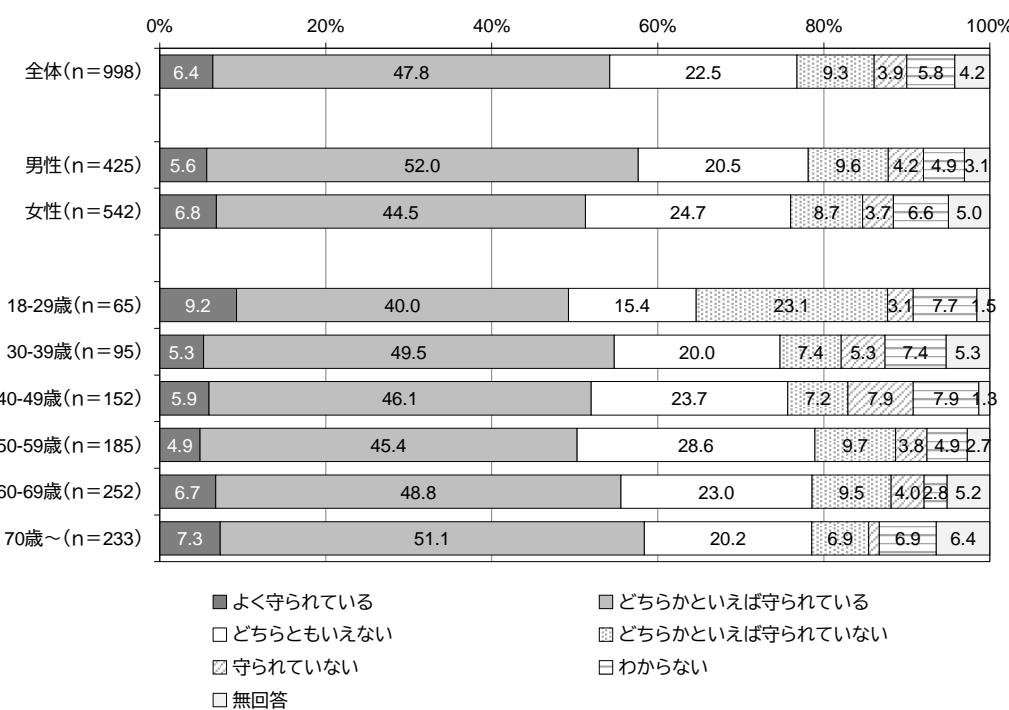
全体(n=998)



全体(n=998)

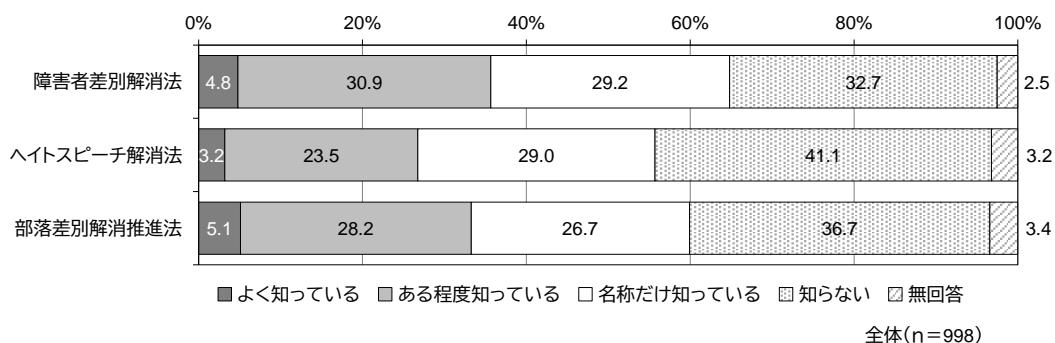
【日本の現実を見て、基本的人権が守られていると思うか(○は1つ)】

- 「どちらかといえば守られている」(47.8%)が約5割で最も高い
- 「よく守られている」「どちらかといえば守られている」を合わせた『守られている』(54.2%)は5割以上
- しかし、18-29歳では「どちらかといえば守られていない」(23.1%)が2割以上で比較的高いなど、年代による違いが見られる



【人権に関する法律の認知度(○はそれぞれ1つ)】

- いずれの法律でも「知らない」が最も高い
- 「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせた『知っている』は「障害者差別解消法」(35.7%)、「部落差別解消推進法」(33.3%)では3割以上、「ヘイトスピーチ解消法」(26.7%)は3割未満

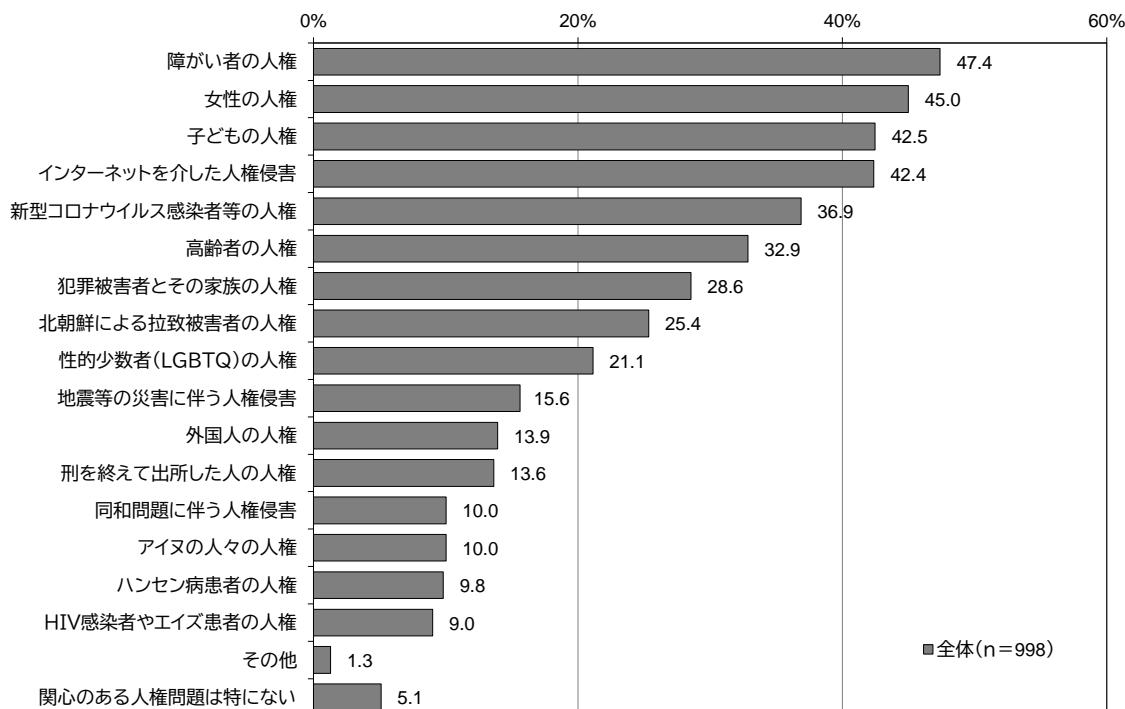


【関心がある人権課題(○はいくつでも)

○「障がい者の人権」(47.4%)が約5割で最も高い

○次いで「女性の人権」(45.0%)、「子どもの人権」(42.5%)、「インターネットを介した人権侵害」(42.4%)が4割以上

○性別や年代によって高い項目が異なる



	(%)	男性	女性	18-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳~
n		425	542	65	95	152	185	252	233
障がい者の人権	48.5	44.8	47.7	37.9	38.8	45.9	54.0	50.2	
女性の人権	34.4	41.3	63.1	45.3	42.1	50.3	43.3	38.6	
子どもの人権	39.3	39.9	41.5	50.5	50.0	45.4	38.9	35.6	
インターネットを介した人権侵害	45.4	41.1	36.9	41.1	48.0	51.4	43.3	32.6	
新型コロナウイルス感染者等の人権	35.3	36.0	27.7	35.8	38.8	41.1	34.5	37.3	
高齢者的人権	32.2	29.3	24.6	21.1	22.4	25.4	39.7	45.5	
犯罪被害者とその家族の人権	28.2	27.5	26.2	27.4	30.3	34.1	27.4	24.9	
北朝鮮による拉致被害者の人権	24.2	24.2	10.8	8.4	9.9	21.6	33.7	39.1	
性的少数者(LGBTQ) ^{*1} の人権	17.2	22.3	43.1	21.1	26.3	22.7	17.1	13.3	
地震等の災害に伴う人権侵害	15.5	13.1	9.2	15.8	11.2	15.1	17.1	18.0	
外国人の人権	16.5	13.1	21.5	17.9	9.9	15.1	13.1	11.2	
刑を終えて出所した人の人権	15.3	12.9	13.8	17.9	11.2	15.7	13.5	11.6	
同和問題に伴う人権侵害	11.3	9.2	7.7	4.2	5.9	11.4	13.9	9.9	
アイヌの人々の人権	11.5	10.7	3.1	8.4	4.6	10.8	11.1	13.3	
ハンセン病 ^{*2} 患者の人権	11.1	10.1	3.1	5.3	7.2	12.4	11.5	11.2	
HIV感染者やエイズ患者 ^{*3} の人権	8.9	7.7	10.8	5.3	3.9	10.8	11.1	9.0	
その他	1.4	1.8	1.5	1.1	0.7	2.7	0.8	1.3	
関心のある人権問題は特にない	6.6	5.0	7.7	6.3	4.6	5.9	2.0	7.3	

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

* 1 性的少数者(LGBTQ):性のあり方が少数派の人々のうち、「レズビアン(女性同性愛者)」「ゲイ(男性同性愛者)」「バイセクシュアル(両性愛者)」「トランスジェンダー(心と体の性の不一致)」「クエスチョニング(性的指向や性自認がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいる人)」の頭文字をとった総称

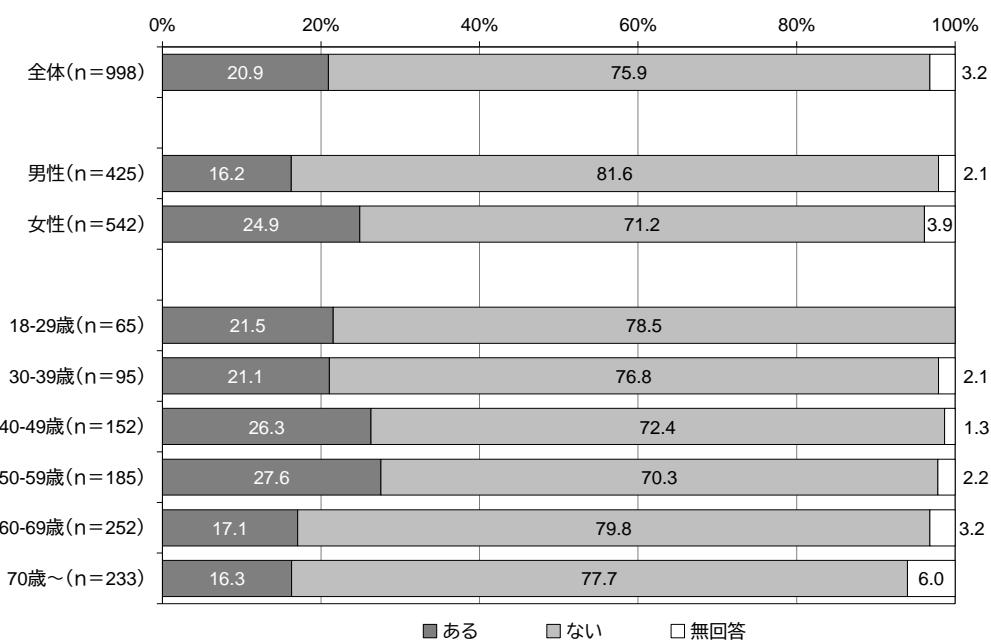
* 2 ハンセン病:らい菌が主に皮膚と神経を侵す慢性の感染症。感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では治療法が確立しており、早期発見と適切な治療により後遺症は残らない

* 3 エイズ患者:HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、さまざまな病気を発症した人

■ 自分の人権が侵害されたと感じたことの有無(○は1つ)

○全体では「ある」(20.9%)が2割以上

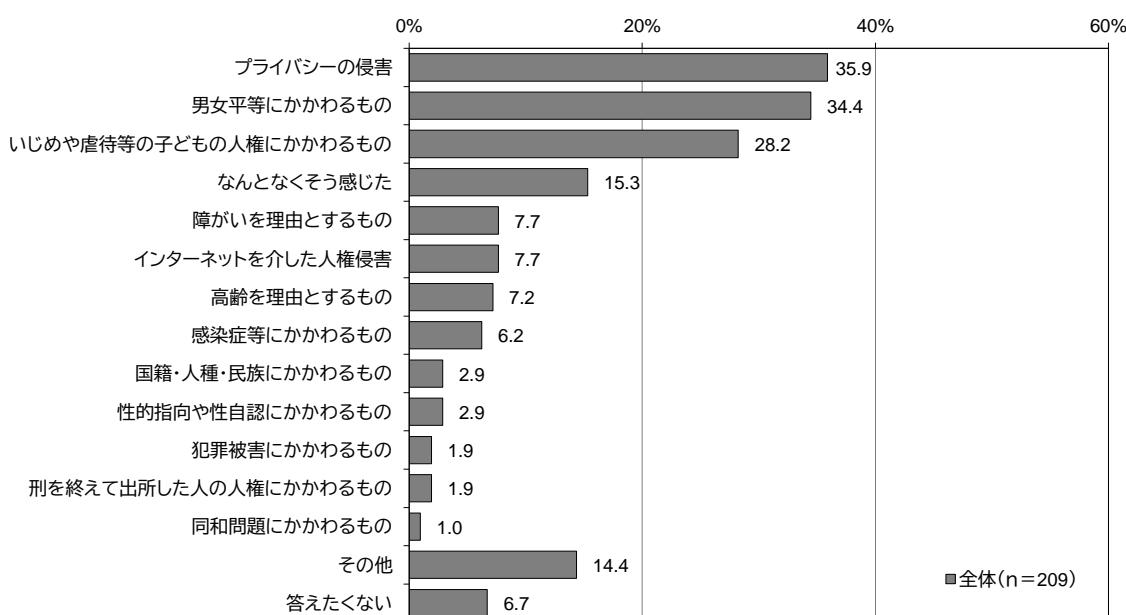
○「ある」は、性別では女性(24.9%)、年代別では40歳代(26.3%)、50歳代(27.6%)などが比較的高い



■ 自分の人権が侵害されたと感じたこと

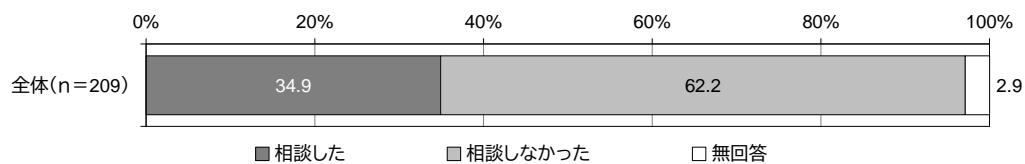
(○はいくつでも 自分の人権が侵害されたと感じたことが「ある」と回答した場合)

○「プライバシーの侵害」(35.9%)、「男女平等にかかわるもの」(34.4%)が3割以上で同程度に高く、次いで「いじめや虐待等の子どもの人権にかかわるもの」(28.2%)が約3割



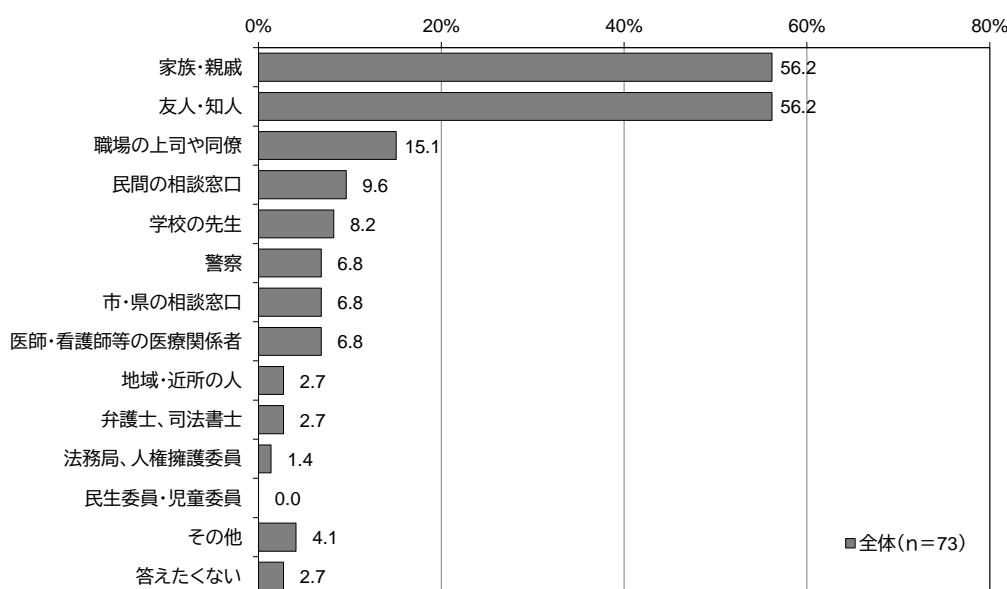
■ 自分の人権が侵害されたと感じた時に相談したか
(○は1つ 自分の人権が侵害されたと感じたことが「ある」と回答した場合)

○「相談した」(34.9%)が3割以上、「相談しなかった」(62.2%)が6割以上



■ 相談した相手(○はいくつでも「相談した」と回答した場合)

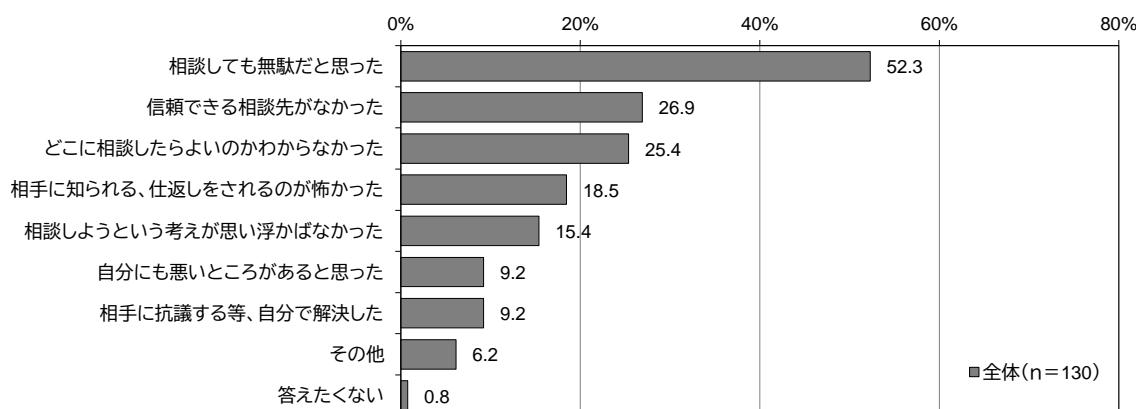
○「家族・親戚」「友人・知人」(56.2%で同値)が5割以上



■ 相談しなかった理由(○はいくつでも「相談しなかった」と回答した場合)

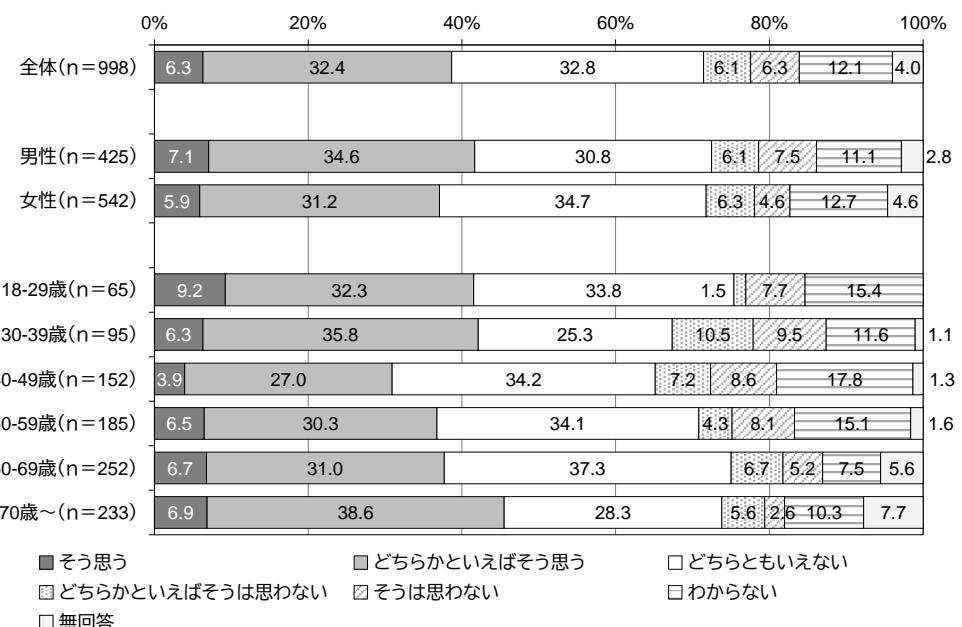
○「相談しても無駄だと思った」(52.3%)が5割以上で最も高い

○次いで「信頼できる相談先がなかった」(26.9%)、「どこに相談したらよいのかわからなかつた」(25.4%)が2割以上で同程度



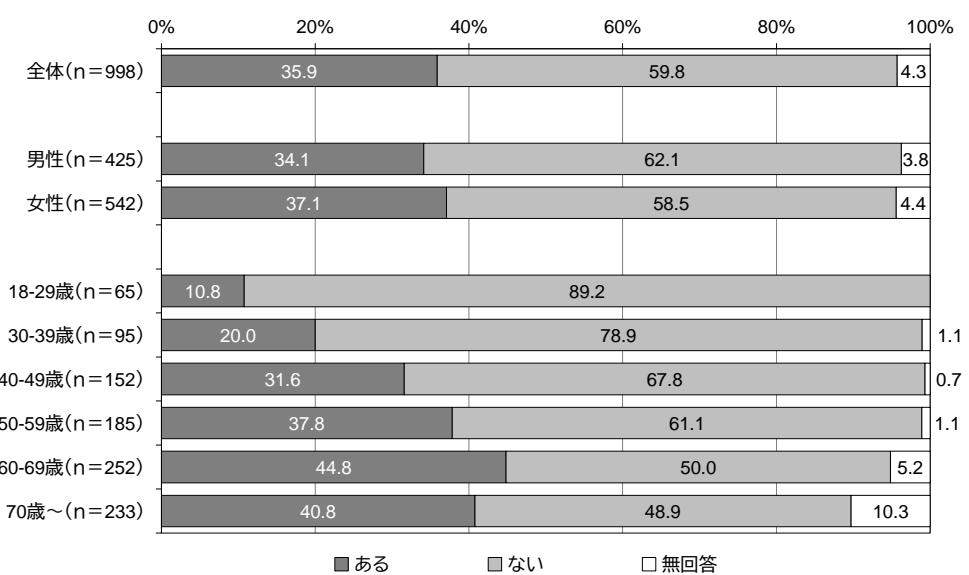
【 今 の 沼 田 市 は、 市 民 一 人 ひ と り の 人 権 が 尊 重 さ れ た 住 み や す い ま ち だ と 思 う か(○ は 1 つ)】

- 全体では「どちらかといえばそう思う」(32.4%)、「どちらともいえない」(32.8%)が3割以上で同程度
- 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う』(38.7%)は約4割
「どちらかといえばそうは思わない」「そうは思わない」を合わせた『思わない』(12.4%)は1割以上
- 性別による大きな差は見られないが、年代別では、40歳代は『思う』(30.9%)が低い



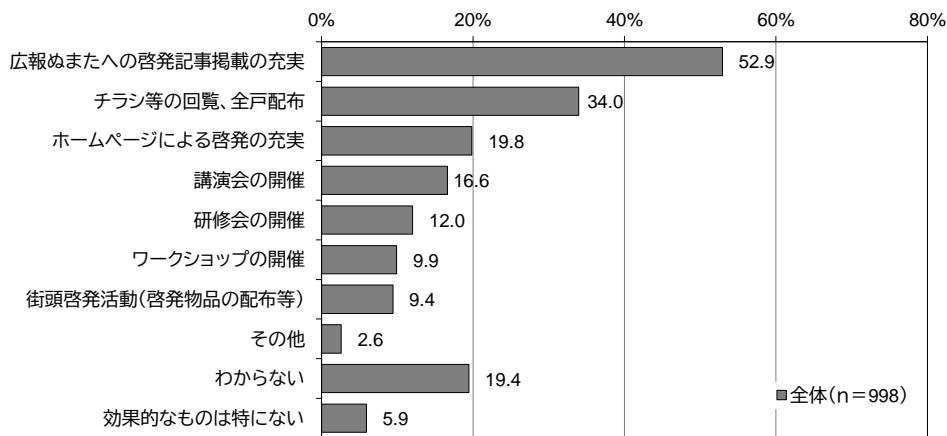
【 市 の 広 報 や ホ ー ム ペ ー ジ の 人 権 に 関 する 記 事 を 読 ん だ こ と の 有 無(○ は 1 つ)】

- 全体では「ある」(35.9%)が3割以上、「ない」(59.8%)が約6割
- 性別による大きな差は見られないが、年代別ではおおむね高い年代ほど「ある」が高い



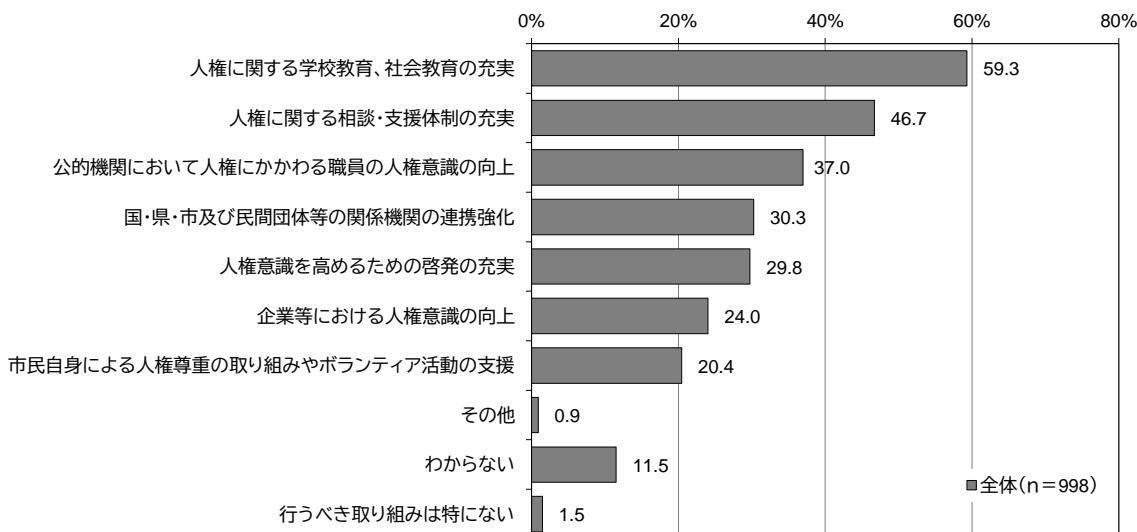
人権啓発を推進するために市が行うことが効果的だと思う啓発活動の方法(○はいくつでも)

- 「広報ぬまたへの啓発記事掲載の充実」（52.9%）が5割以上で最も高く、次いで「チラシ等の回覧、全戸配布」（34.0%）が3割以上



「人権が守られる社会」をつくるために市が行うべき取組(○はいくつでも)

- 「人権に関する学校教育、社会教育の充実」（59.3%）が約6割で最も高く、次いで「人権に関する相談・支援体制の充実」（46.7%）が約5割



人権課題ごとの調査結果

- 女性、子ども、高齢者など、人権課題ごとの調査結果は「第3章 人権課題ごとの取組方針について」のそれぞれの人権課題の項に掲載します。

(3) 市民意識調査結果から見る課題の整理

①基本的人権についての多様な認識を踏まえる

基本的人権に関する日本の現実について、過半数が「守られている」としています。しかし、18～20歳代では否定的な回答が比較的多く、年代による違いが見られます。

また、沼田市の現在について、市民一人ひとりの人権が尊重された住みやすいまちだと思うかについて、「思う」は約4割となっています。しかし、これについても年代による違いが見られます。

人権尊重についての状況の認識は、年代等の属性によって多様であることを踏まえることが必要です。

②さまざまな人権課題への関心を高める

障がい者、女性、子ども、インターネットなどに関する人権課題への関心が高い一方、同和問題、アイヌの人々、ハンセン病患者・元患者、HIV感染者やエイズ患者等に関する人権課題への関心が比較的低く、人権課題によって関心の状況が異なっています。また、性別や年代による違いが見られます。

それぞれの人権課題と属性の特性を踏まえた上で、人権課題への認識と理解が深められる環境をつくることが必要です。

③相談機能を充実させる・市民と地域の相談対応力向上を促す

自らの人権が侵害されたと感じた経験が「ある」のは、男性よりも女性、年代別では40歳代、50歳代で比較的高くなっています。性別や年代別で状況が若干異なっています。そのような経験をした際に相談をしたかについては、「相談しなかった」が6割以上を占め、その理由として「相談しても無駄だと思った」「信頼できる相談先がなかった」「どこに相談したらよいのかわからなかった」が高い状況が見られました。さらに、「相談した」場合の相談相手では、家族・親戚や友人・知人が過半数を占めており、身近な存在が果たす役割の重要性がうかがえます。

一方、人権が守られる社会をつくるために市が取り組むべきことについては「人権に関する学校教育、社会教育の充実」に次いで「人権に関する相談・支援体制の充実」が高く、相談体制へのニーズがうかがえます。

さまざまな人権課題への相談に対応できるよう、関係機関・団体との連携を強化とともに、安心して相談でき、迅速かつ適切な解決につなげができる相談機能の充実と、情報の蓄積・分析、再発防止や啓発活動、担当職員の育成と資質向上に努めることが必要です。また、身近な相談相手の役割の重要性を踏まえ、市民それぞれや地域での対応力向上を促すことが必要です。

④人権に関する学校教育、社会教育の充実を図る

人権が守られる社会をつくるために市が取り組むべきこととして「人権に関する学校教育、社会教育の充実」が最も高く、約6割となっています。また、人権課題ごとの調査結果においても、複数の人権課題で、人権を守るために「学校教育、社会教育の充実」が求められており、市が担うべき役割として人権に関する学校教育、社会教育が強く認識されていることがうかがえます。

さらに、人権啓発を推進するために市が行なうことが効果的だと思う啓発活動として「広報ぬまたへの啓発記事掲載の充実」が最も高く、5割以上となっています。しかし、市の広報やホームページの人権に関する記事を読んだことの有無については「ない」が約6割となっており、若い年代ほどその割合が高くなる傾向が見られます。

市の役割として、人権に関する学校教育、社会教育が強く認識されていることを踏まえ、性別や年代などの属性に応じた情報提供によって、正しい理解と行動につながるような人権教育・啓発の計画的な展開を図ることが重要です。

第2章 計画について

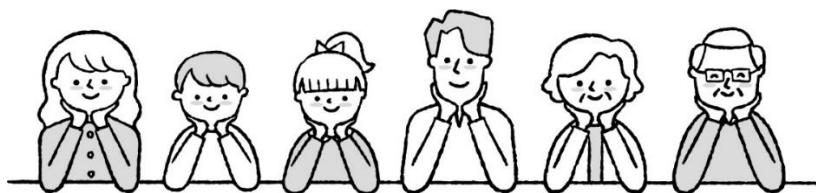
1 計画の基本理念

本計画は、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、行動する社会の実現に向け、本市の人権教育・啓発の方向性を示し、取組を推進する役割を担います。

また、これによって、総合計画で掲げる3つのまちづくりの理念の一つ「誰もがこころ豊かな暮らしを実感でき、元気で誇りと愛着の持てるまちの実現」と、まちづくりの将来像「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を目指すものと位置付け、本計画の基本理念を以下に設定します。

“誰もが人権を尊重し合い、多様性を認め合うことで、

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田を目指して”



2 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 基本的な考え方と姿勢

①人権を尊重する意識の向上

人権教育・啓発を通じて、人権を尊重する意識やその重要性を認識し、市民一人ひとりの心や考え方への定着を促し、人権を尊重する意識の向上を図ります。

また、市民一人ひとりが人権課題を“誰かのこと”ではなく“自分ごと”としてとらえ、気づき、考え、行動できるような人権の知識を身に付けられる環境づくりを目指します。

②個人の尊厳の確保

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個性が尊重され、能力が十分に發揮できる地域社会の実現を目指します。

③多様な価値観の尊重と共生社会の実現

社会環境の変化に柔軟に対応し、持続するまちをつくるためには、多様な価値観を持つ市民が協力し合うことが必要です。数の多少に拘らず、多様な立場・考え方を受け入れられ、尊重されるまちづくりを目指します。

また、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などのさまざまな違いを互いに認め合い、支え合うことができる共生社会の実現を目指します。

④協働による取組の推進

人権が尊重されるまちづくりに向け、行政だけでなく、家庭、地域、職場、学校など、さまざまな場での取組によって、一人ひとりの人権意識の向上を促すことが必要です。あらゆる人権課題が、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立ち、市民、関係団体、事業者、行政が協働によって取り組む体制づくりを推進します。

4 さまざまな場面や機会における施策の基本的方向

人権が尊重される社会、差別のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権課題に関心を持ち、正しい知識と理解を深め、行動することが必要です。

これを踏まえ、本計画による人権教育・啓発は、市民をはじめ本市に関係するすべての人を対象に推進することとします。また、さまざまな人権課題を“自分ごと”としてとらえ、その解決に向けて自ら考え、行動できるよう、あらゆる場面や機会を活かすこととします。

以下に、それぞれの場面・機会での施策の基本的な方向性を示します。

◆家庭において

家庭は、すべての教育の出発点であり、子どもたちが家庭でのふれあいを通して、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、人間形成の基礎を育む重要な役割を担っています。

しかし、近年は少子化や核家族化の進行、生活様式の多様化など、家庭を取り巻く環境の変化にともない、子育てに不安や負担を抱く保護者の増加や、保護者による子どもへの虐待、子どもから親への暴力などの問題が生じています。

それぞれの家庭において、子どもたち一人ひとりが尊重され、人権が守られるとともに、子どもたちが正しい人権の知識を身に付けられるよう、家庭を対象とする人権に関する学習機会や情報提供に努めます。

また、家庭は人々の暮らしの場として地域や社会を構成しています。家庭内での性別による固定的な役割分担意識を払しょくするとともに、暴力や虐待を根絶し、地域と社会の基礎である家庭において、一人ひとりが尊重され、人権が守られるよう、すべての人への人権教育と啓発に努めます。

◆地域社会において

地域社会は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっています。地域で暮らす誰もが、人権を尊重することの意義や重要性を理解し、正しい知識や豊かな感覚を身に付けられるよう促し、真に人々の人権が尊重される地域づくりを推進することが重要です。

市民一人ひとりが地域社会を“自分ごと”として担い合う意識（社会的連帯意識）の醸成や、人権課題に関する多様な学習機会を提供するとともに、啓発資料の作成・配布や研修会の開催等を通して人権教育と啓発に努めます。

◆学校・幼稚園・保育園において

学校等は、教育や保育活動を通じて、子どもたちの成長に大きな影響を与えます。そのため、正しい人権意識を持った指導者のもとで、発達段階に応じた教育活動を通じて人権尊重の意識を高めるための教育が必要です。

子どもたちの指導・教育にあたる教職員等の資質向上に努めるとともに、各家庭との連携に努めます。

◆企業・事業者等において

企業・事業者等は、その事業活動を通じて、社会に大きな影響力を持っており、社会に貢献する責任を担っています。

近年、企業・事業者等の社会的責任はますます重視されるようになっており、それぞれの状況に応じた取組が推進されていますが、障がい者の雇用や高齢者の継続雇用のための体制確保、性別による賃金や昇進等の格差解消やさまざまなハラスメントの防止など、多くの課題が存在しています。

企業・事業者等の社会的な役割を踏まえた取組が促進されるよう、関係機関・団体と連携しながら、あらゆる機会を通じて、人権に関する情報の提供と啓発支援に努めます。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者」に位置付けられる医療関係者、福祉関係職員、消防・警察職員、マスメディア関係者などに対して、国や県などと連携して人権教育・啓発に努めます。

◆行政機関において

市民の生命や身体、財産等の保護などを職務とする警察官や消防職員、国や地方自治体の行政職員は、高い人権意識を持って市民と関わることが求められています。特に、行政職員は、業務を通じて直接的に市民と深い関わりを持つことから、常に人権への配慮を心がけるとともに、人権課題に関する正しい知識の習得と人権意識の醸成に努め、職務に取り組む必要があります。

本計画の趣旨を十分に踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、職員の資質と対応能力の向上に努めるとともに、分野を横断した施策の展開を図ります。

5 持続可能な開発目標（SDGs）について

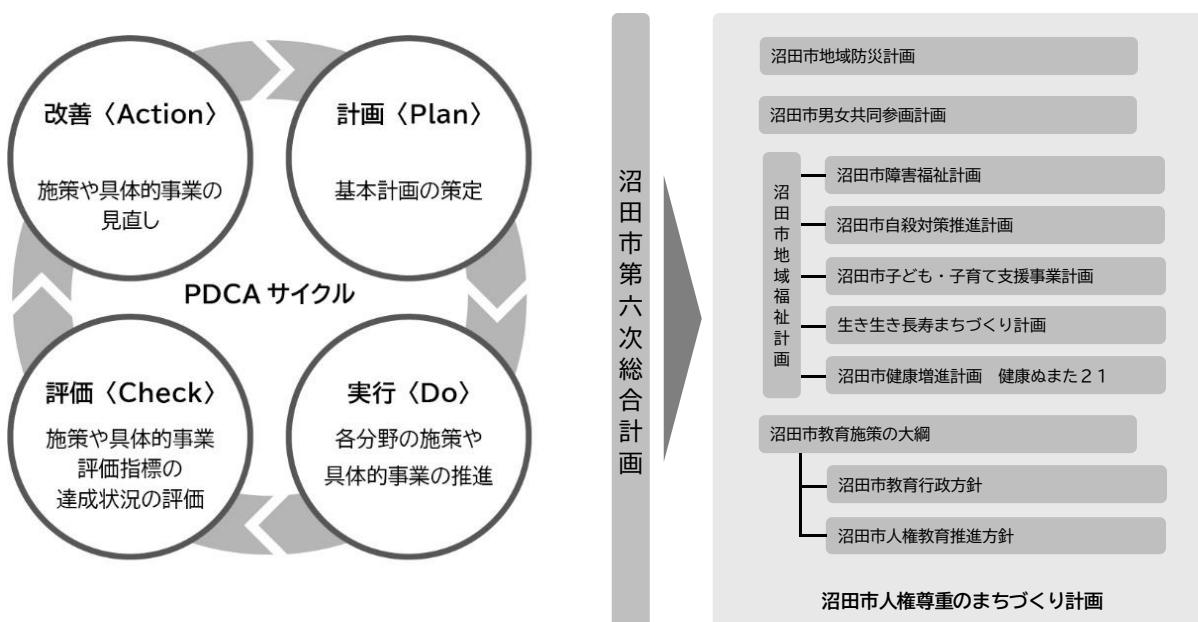
SDGsは「地球上の誰一人取り残さない」（No one will be left behind）を理念として掲げており、人権の尊重は、SDGsの17のゴールすべてに通じる基礎となっています。これを踏まえ、本計画は、17のゴールすべてを見据えながら、特に以下の10のゴールに留意し、“こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田”的実現を目指します。



6 計画の推進体制

6-1 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、「計画(Plan)」で示す人権教育・啓発の方向性に基づく各分野の施策や具体的事業の確実な「実行(Do)」、総合計画や関連する計画における進行管理、市民意識調査による評価指標の達成状況の把握などの「評価(Check)」、次の実行(Do)に向けた「改善(Action)」をつなぐPDCAサイクルの手法による進行管理を行い、優先度の精査や重点化を図りつつ、効果的かつ効率的な運用に努めます。



6-2 評価指標

本計画の着実な推進を図るため、評価指標を設定します。評価指標には、市民の意識や取組の成果を把握するために、市民意識調査から得られる以下の値を位置付けることとし、計画の見直し時に併せて調査を行うこととします。

指標(案)	指標の説明	令和3年度現状値 (2021)	令和9年度目標値 (2027)
人権課題への 関心度の向上	各人権課題について関心がある割合の値の合計を項目数で除した値 (「関心のある人権課題は特にない」を除く項目の値(ポイント)の合計を項目数で除した値)	23.8 ポイント (405.4 ポイント / 17 項目)	25.0 ポイント
関係機関・団体との連携による相談 しやすさの向上	自分の人権が侵害されたと感じた時に「相談した」の値 (人権が侵害されたと感じたことが「ある」の減少を目指しつつ、5年間の中長期的目標として設定)	34.9%	37.0%
人権尊重による 住みやすさの向上	沼田市は市民一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちだと「思う」の値 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計値)	38.7%	41.0%

第3章 人権課題ごとの取組方針について

1 女性

【現状と課題】

日本国憲法に男女の同権・平等がうたわれて以来、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV^{*1}防止法）などの法律や制度の整備が進められてきました。

しかし、今なお、性別による役割分担の偏りがさまざまな場面で見られ、家庭での家事・育児・介護などの負担が女性に偏りやすい、職場での管理職に占める割合や賃金などに性別による格差がある、地域での役割が性別で固定化しているなど、その解消には至っていません。

また、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスマント^{*2}、ストーカー行為、性犯罪・性暴力など、女性が被害者となる深刻な人権侵害が発生しています。近年では、デートDVやリベンジポルノ、アダルトビデオ出演強要問題等、若年層をとりまく暴力や犯罪も発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症まん延の影響によって、家庭における家事等の負担増大やDV件数の増加、非正規雇用で働く割合が高い女性労働者の雇用状況の不安定化と貧困の拡大など、さまざまな問題が顕在化しています。

本市では、令和2（2020）年度に「女性の活躍推進計画」及び「DV対策基本計画」を含む「沼田市第4次男女共同参画計画」を策定し、基本理念「男女共同参画社会の実現～誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市～」の実現に努めており、その方向性を踏まえた施策を展開しています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）」「女性の活躍に影響を及ぼす社会通念、しきたり、慣習が残っている」の2項目が高くなっています。

また、年代別に見ると、「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスマント」はおおむね若い年代ほど高くなっています。

○女性の人権を守るために必要だと思うことについて、「男女がともに働きながら、家事・育児・介護等を両立できる環境の整備」が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識を是正し、男女平等意識を広める」が高くなっています。

* 1 DV:ドメスティック・バイオレンスの略

* 2 マタニティ・ハラスマント:女性が、妊娠・出産、育児休業取得等を理由に、解雇、雇い止め、降格、減給等の不利益な取扱いをうけること。また、上司や同僚から、精神的・肉体的ないやがらせを受けること

【取組方針】

●「沼田市男女共同参画計画」の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、「沼田市男女共同参画計画」に基づく施策を計画的に推進します。

●ワーク・ライフ・バランスの推進

性別による固定的な役割分担意識を見直し、誰もが仕事と家事、育児、介護、趣味など仕事以外の生活の両方を充実させた多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

●DVやハラスメント等の防止、被害者の支援

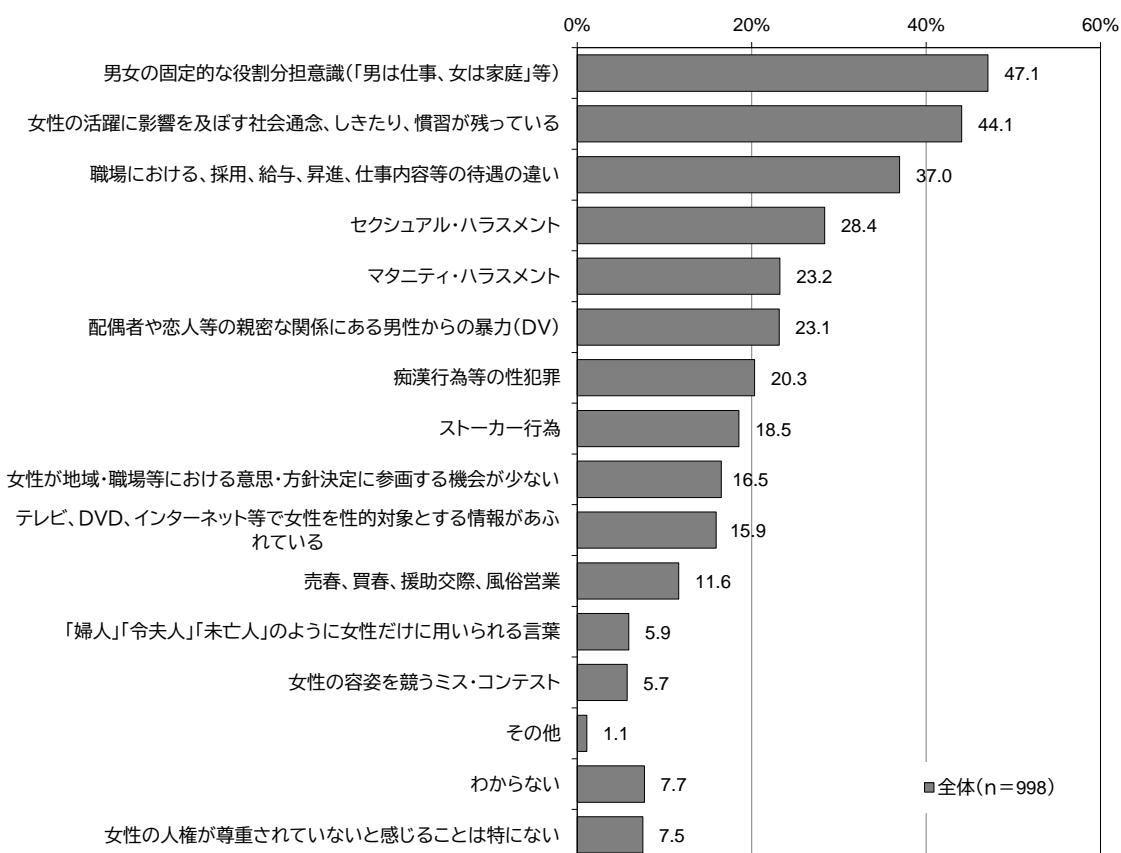
DV や性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力や、さまざまな場面でのハラスメントを防止するため、関係機関・団体と連携し、情報提供や研修等の機会の充実と、相談窓口の周知や機能強化、被害を受けた場合の保護や自立の支援を推進します。

【市民の役割】

○性別による偏見や固定的な役割分担意識がないかを改めて見直し、家庭や職場、地域など身近な場から、男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

○女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりに努めましょう。

女性の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)

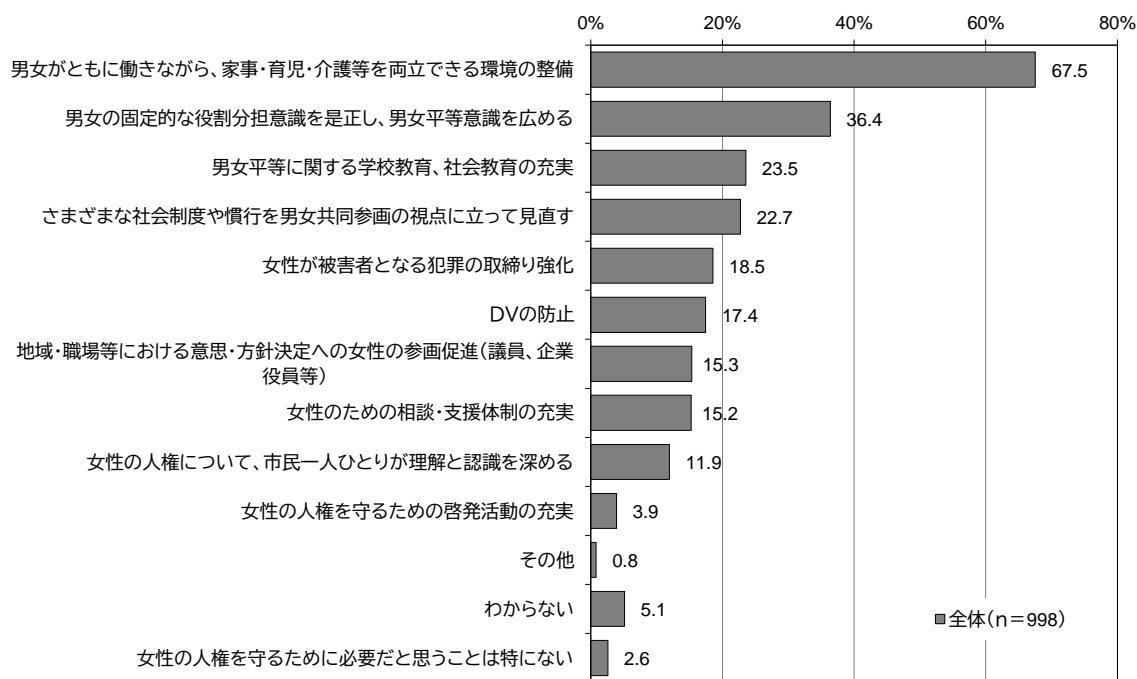


(%)	男性	女性	18-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳~
n	425	542	65	95	152	185	252	233
男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）	43.3	46.7	61.5	47.4	59.2	50.3	45.2	35.2
女性の活躍に影響を及ぼす社会通念、しきたり、慣習が残っている	42.4	44.3	43.1	43.2	48.7	51.9	47.2	33.0
職場における、採用、給与、昇進、仕事内容等の待遇の違い	36.9	37.8	47.7	37.9	32.9	39.5	38.9	32.6
セクシュアル・ハラスメント	29.2	29.3	49.2	30.5	36.2	31.4	24.6	17.2
マタニティ・ハラスメント	20.0	23.6	46.2	40.0	27.6	26.5	17.5	9.9
配偶者や恋人等の親密な関係にある男性からの暴力(DV)	23.3	24.2	30.8	22.1	26.3	30.3	19.4	17.6
痴漢行為等の性犯罪	19.5	21.4	32.3	16.8	20.4	23.2	19.4	15.5
ストーカー行為	20.9	18.6	29.2	16.8	20.4	18.9	17.9	14.6
女性が地域・職場等における意思・方針決定に参画する機会が少ない	19.8	17.7	13.8	12.6	11.8	14.6	18.7	21.0
テレビ、DVD、インターネット等で女性を性的対象とする情報があふれている	14.1	16.4	12.3	13.7	12.5	20.0	15.5	16.7
売春、買春、援助交際、風俗営業	11.8	12.9	18.5	5.3	6.6	13.5	12.7	12.4
「婦人」「令夫人」「未亡人」のように女性だけに用いられる言葉	3.5	6.5	3.1	1.1	5.3	4.9	8.7	6.4
女性の容姿を競うミス・コンテスト	6.4	6.5	6.2	2.1	6.6	5.4	5.6	6.0
その他	1.2	1.7	0.0	0.0	0.7	1.6	0.4	2.1
わからない	8.7	7.6	4.6	4.2	9.9	5.4	6.3	12.4
女性の人権が尊重されていないと感じることは特にない	6.8	6.5	4.6	7.4	6.6	4.9	4.8	13.7

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

女性の人権を守るために必要だと思うこと(○は 3 つまで)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

2 子ども

【現状と課題】

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とする「児童の権利に関する条約」が平成元（1989）年の国連総会で採択され、日本は平成6（1994）年にこの条約を批准しました。また、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）や「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）など、子どもの人権を守るためにさまざまな法律が整備されています。

しかし、近年、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、家族形態の多様化、子ども同士の交流の変化、地域における人間関係の希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、インターネットやスマートフォンなど携帯端末の普及により、有害情報へアクセスできる機会が増える中で、子どもが犯罪の被害者となる危険性が高まっています。

さらに、家庭での児童虐待、貧困、ひとり親家庭の増加、いじめや不登校、ヤングケアラーの問題など、子どもの健全な成長に深刻な影響を及ぼす問題も起きています。

本市では、令和2（2020）年に「第2期沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が 元気！みんなで育てる沼田の子」を基本理念に、すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を計画的に進めています。この計画に基づく施策の実施状況などについては、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成する「沼田市子ども・子育て会議」で、毎年度点検や評価を行い、施策の改善や強化につなげています。また、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行う「沼田市子ども家庭総合支援拠点」を令和2（2020）年4月1日に設置し、沼田市で安心して子どもを産み育てられるよう相談支援体制の充実を図っています。

さまざまな教育の場においては、「沼田市人権教育推進方針」に基づき、人権尊重の精神に根ざした教育の充実、学校教育と社会教育・家庭教育との連携と啓発活動の充実によって、すべての市民の豊かな心の育成と基本的人権を尊重する教育を推進しています。その中で、子どもの人権について大人への教育を推進するとともに、学校教育においては、主に以下の4つの施策を推進しています。

- ①各学校の教育課程における人権教育の位置付けの明確化による全体計画や年間指導計画等の充実
- ②児童生徒の実態に即した指導による人権尊重の意識の高揚
- ③各学校における人権教育が円滑に推進され、家庭や地域社会との連携により一層の効果を上げるための保護者等への啓発活動の充実
- ④人権教育主任を中心とした各学校における人権教育推進組織の活性化及び教職員の人権意識の高揚及び質の向上

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

- 子どもの人権が尊重されていないと感じることについて、「子どもの間の仲間はずれ、無視、いやがらせ、暴言、暴力等のいじめ」が最も高く、次いで「保護者による無視、暴言、暴力等の虐待」「いじめや虐待について気がついても見て見ぬふりをする」の2項目が高くなっています。また、年代別に見ると、18～20歳代は「大人が、子どもの意見を無視し、考えを押し付ける」が高くなっています。
- 子どもの人権を守るために必要だと思うことについて、「子ども同士のいじめを見逃さない」が最も高く、次いで「児童虐待や育児放棄の発見、解決のための体制づくり」「家庭、学校、地域が連携し子どもを見守り、地域で子どもを育む機運を高める」の2項目が高くなっています。

【取組方針】

●「沼田市子ども・子育て支援事業計画」の推進

地域全体で子どもを見守るとともに、子どもの成長に応じた人権教育に取り組めるよう、「沼田市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を計画的に推進します。

●「沼田市人権教育推進方針」に基づく施策推進

沼田市教育委員会が毎年度策定している「沼田市人権教育推進方針」に基づき、学校教育と社会教育・家庭教育との連携による人権教育を推進します。

●子どもの人権に関する教育・啓発活動の推進

子どもの人権について理解を深め、守るとともに、子どもの虐待、体罰、いじめの防止などに向け、情報提供や研修等の機会の充実と啓発を推進します。

●関係機関・団体との連携

学校、沼田市教育研究所、群馬県中央児童相談所、民生委員・児童委員*など関係機関・団体と連携し、子どもやその保護者が利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

●子どもに関わるすべての大人の対応力の向上

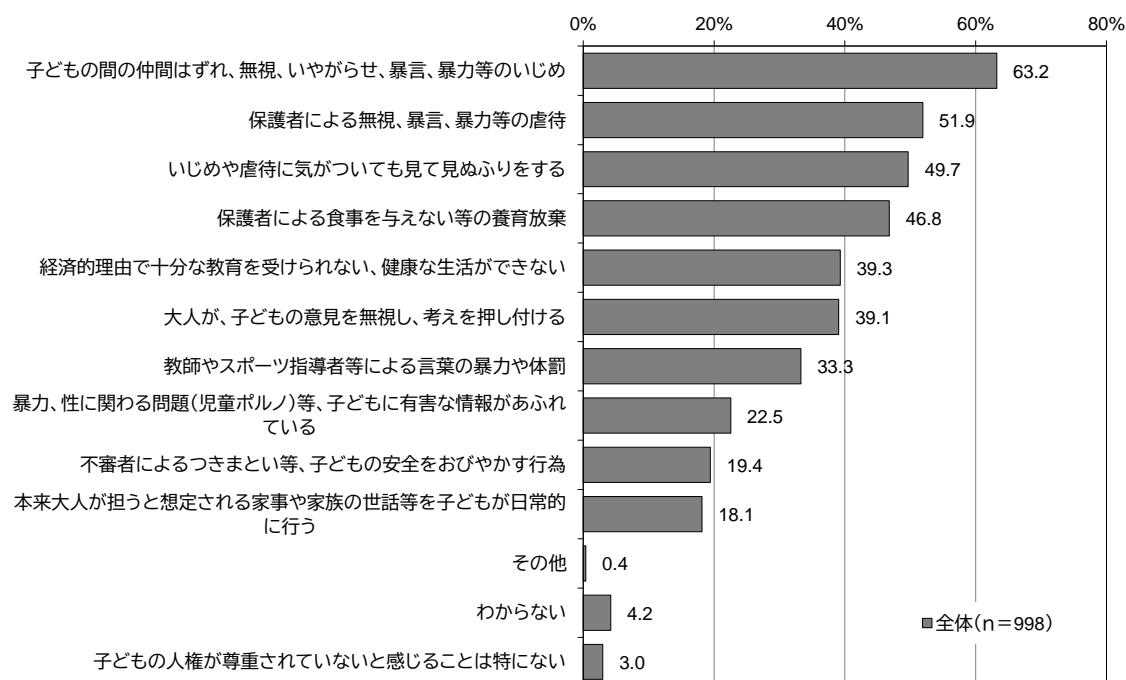
子どもたちへの人権教育について適切な指導や対応を図るとともに、学校等の教育の場や家庭、地域社会で子どもの人権が尊重されるよう、学校教育、社会教育や、地域で子どもたちの指導にあたる関係者などとの連携を強化し、子どもに関わるすべての大人を対象とした研修や情報提供に努めます。

【市民の役割】

- 子どもは一人の人間として尊重され、守られるべき存在であることを認識し、地域の子どもたちの健やかな成長を見守りましょう。
- 虐待やいじめなどの未然防止と早期発見に努めましょう。

* 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する仕事を専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。

子どもの人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)

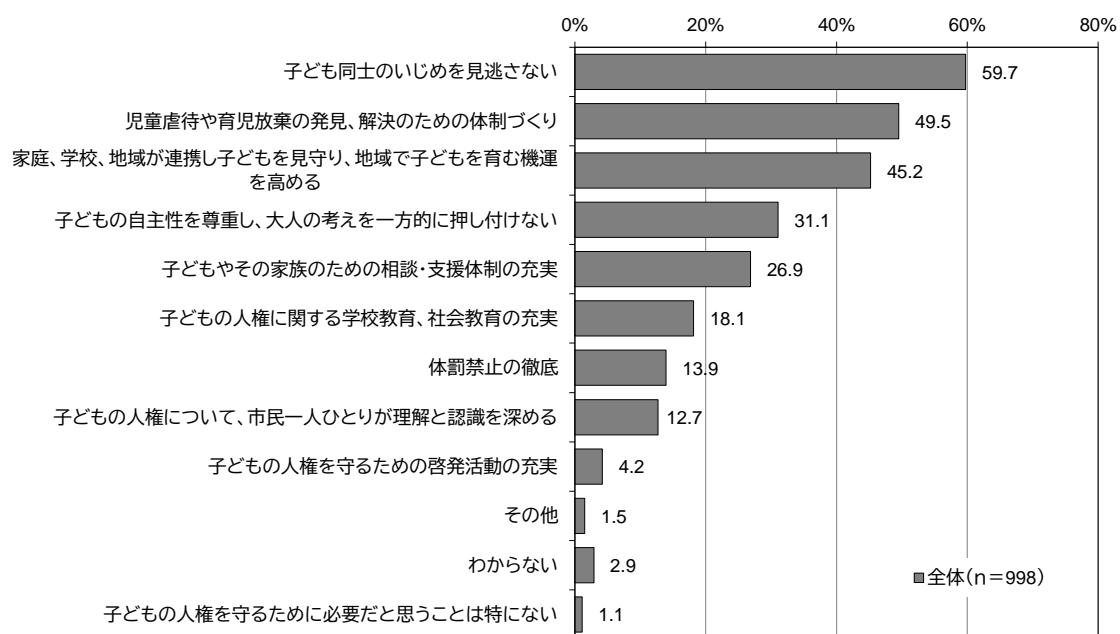


(%)	男性	女性	18- 29 歳	30- 39 歳	40- 49 歳	50- 59 歳	60- 69 歳	70 歳~
n	425	542	65	95	152	185	252	233
子どもの間の仲間はずれ、無視、いやがらせ、暴言、暴力等のいじめ	61.9	63.3	47.7	61.1	61.2	65.9	71.0	60.5
保護者による無視、暴言、暴力等の虐待	50.4	51.3	69.2	54.7	54.6	55.1	50.4	43.3
いじめや虐待に気がついても見て見ぬふりをする	49.4	49.4	41.5	57.9	45.4	48.6	53.6	48.5
保護者による食事を与えない等の養育放棄	48.5	46.1	58.5	55.8	47.4	50.8	43.7	39.1
経済的理由で十分な教育を受けられない、健康な生活ができない	40.7	39.1	52.3	43.2	40.8	39.5	38.9	33.5
大人が、子どもの意見を無視し、考えを押し付ける	37.4	38.2	60.0	38.9	48.7	38.9	33.7	31.3
教師やスポーツ指導者等による言葉の暴力や体罰	32.9	32.1	38.5	38.9	34.2	34.6	31.3	29.2
暴力、性に関わる問題(児童ポルノ)等、子どもに有害な情報があふれている	20.9	23.4	26.2	27.4	24.3	20.5	20.6	21.9
不審者によるつきまとい等、子どもの安全をおびやかす行為	17.2	20.3	21.5	25.3	26.3	17.8	14.3	18.5
本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を子どもが日常的に行う	14.6	17.5	20.0	12.6	17.8	22.7	14.7	19.3
その他	0.5	0.4	0.0	0.0	1.3	0.0	0.4	0.0
わからない	4.5	4.1	4.6	4.2	3.9	4.9	1.6	6.9
子どもの人権が尊重されていないと感じることは特にない	2.4	3.7	4.6	2.1	0.0	1.1	2.4	6.9

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

子どもの人権を守るために必要だと思うこと(○は 3 つまで)



資料：令和 3 年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

3 高齢者

【現状と課題】

超高齢化社会を迎え、介護や支援を必要とする高齢者が増加する一方、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、住民相互の見守りや支え合いが困難な状況が生じています。

このような状況を踏まえ、「高齢社会対策基本法」、「成年後見制度^{*1}」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）などの法律や制度の整備が進められてきました。さらに、「ユニバーサル社会^{*2}」の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（ユニバーサル社会実現推進法）に基づき、ユニバーサル社会の実現に向けた取組が進められています。

しかし、高齢者に対する家族や親族、医療・介護の場などにおける差別や虐待、悪徳商法や特殊詐欺等の犯罪被害や財産権の侵害など、高齢者的人権が侵害される問題が起きています。

本市においては、「生き生き長寿のまちづくり計画（沼田市高齢者保健福祉計画・沼田市介護保険事業計画）（第8期）」を令和3（2021）年3月に策定しました。この計画は、人的基盤の整備や地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進、今後の高齢者福祉の課題などに対応しながら「高齢になっても安心して暮らせるまちづくり」を実現するための基本となるもので、この計画に基づき、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施、高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進などに取り組んでいます。また、地域包括支援センターを拠点にした、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな分野の専門家や団体等の連携など、地域包括ケアシステムが円滑に機能する地域づくりを推進しています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

- 高齢者的人権が尊重されていないと感じることについて、「悪徳商法や特殊詐欺等の犯罪被害が多い」「家庭内、病院、施設における不当な扱いや虐待」の2項目が高くなっています。
- 高齢者的人権を守るために必要だと思うことについて、「家庭、地域が連携し高齢者を支える」が最も高く、次いで「家庭、病院、施設における不当な扱いや虐待防止の徹底」が高くなっています。

* 1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等の判断能力が不十分な人が、財産管理や契約等をするときに、不利益が生じないよう保護し、支援する制度

* 2 ユニバーサル社会：「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」（ユニバーサル社会実現推進法第二条第二号より）

【取組方針】

●「沼田市高齢者保健福祉計画・沼田市介護保険事業計画」の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、自立した質の高い生活を送ることができるよう、3年ごとに策定する「生き生き長寿のまちづくり計画（沼田市高齢者保健福祉計画・沼田市介護保険事業計画）」に基づく施策を計画的に推進します。

●高齢者の就労や社会参加の促進

高齢者が経験や知識、技能を活かすことができる機会の充実や、地域の高齢者団体の支援と連携を図り、就労と社会参加を促進します。

●高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症を発症した場合などでもその権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、沼田市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民への周知を図ります。

●相談体制の充実

民生委員・児童委員や在宅介護支援センターなど関係機関・団体と連携し、高齢者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。

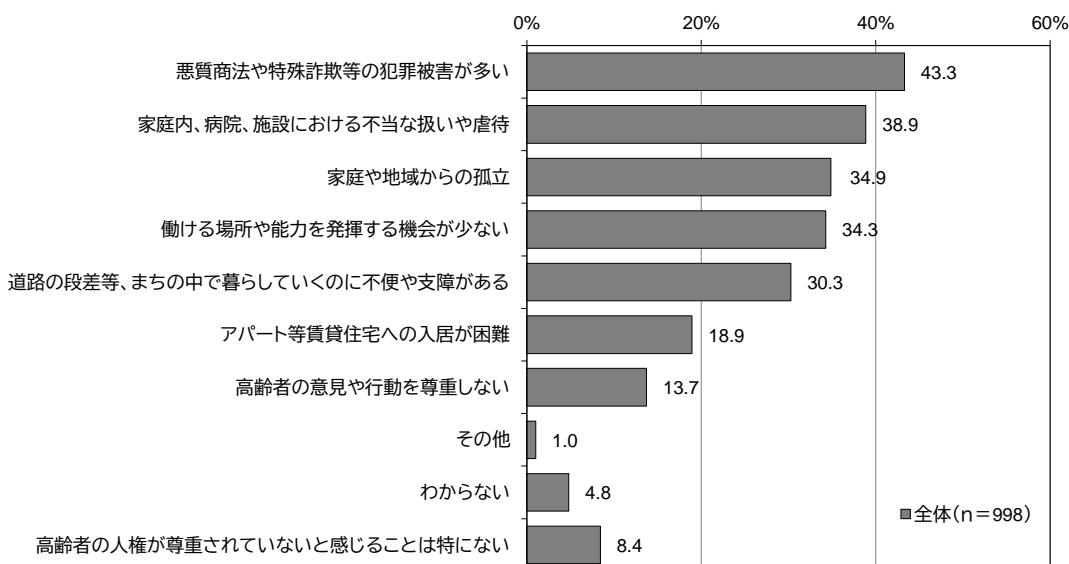
【市民の役割】

○高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、地域において支援の輪を広げるとともに、高齢者がそれぞれの能力や経験を生かし、地域活動の担い手として活動しやすい社会を目指し、行動しましょう。

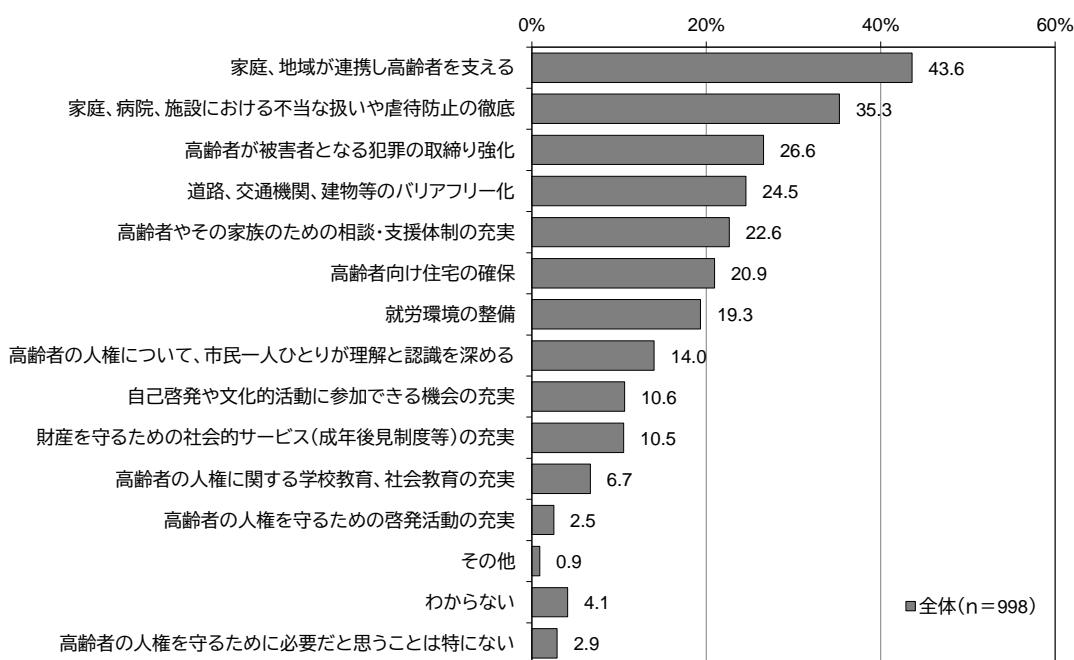
○高齢者の人権を尊重するとともに、日頃から交流を図り、高齢者に対する犯罪や虐待などの未然防止と早期発見に努めましょう。

○高齢になることで起こりやすい心身の症状や認知症について知識を深め、理解に努めましょう。

高齢者の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)



高齢者の人権を守るために必要だと思うこと(○は3つまで)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

4 障がいのある人

【現状と課題】

障がいのある人の人権及び基本的自由の確保と尊厳の尊重促進を目的とする障害者権利条約が平成18（2006）年の国連総会で採択され、日本は平成26（2014）年に批准しました。国内では、条約の批准に向けて「障害者基本法」の改正（平成23（2011年施行）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行（平成24（2012）年）、障害者差別解消法の改正（令和3（2021）年）及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正（令和2（2020）年（一部は令和元（2019）年施行）など、さまざまな法制度等の整備が進められてきました。

しかし、就職等における差別や職場における差別待遇、公共交通機関における車椅子での乗降拒否、アパート・マンションへの入居や店舗への入店拒否など、障がいのある人への無理解や無関心から生じる偏見や差別、道路での段差や車椅子に対応したトイレの不足等の物理的問題、教育や就労の場における受け入れ体制の不備の問題など、障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、さまざまな社会的障壁が存在しています。

本市では、障がいや、障がいのある人への正しい知識と理解をより多くの市民が深められるよう、あらゆる媒体や機会を通じた啓発や広報活動を行うとともに、身近な場所での交流の機会の拡充を図っています。また、「沼田市身体障害者団体連合会」「沼田市手つなぐ親の会」「利根沼田聴覚障害者協会」「沼田市視覚障害者福祉協会」「利根沼田じん臓病友の会」など、市内の障がい者団体による、会員相互の親睦、残存能力の向上、社会参加の促進、ボランティアの育成・交流などの活動を支援しています。さらに、共に安心して暮らせる共生社会の実現に向け、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮*の提供を推進するとともに、事業者などへの周知を図っています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○障がい者の人権が尊重されていないと感じることについて、「障がい者への理解が不十分であるため、適切な配慮がされない」が最も高く、次いで「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」「差別的な発言や行動（じろじろ見る、避ける、入店拒否等）」の2項目が高くなっています。また、年代別に見ると、30歳代以下は「差別的な発言や行動（じろじろ見る、避ける、入店拒否等）」が高くなっています。

○障がい者の人権を守るために必要だと思うことについて、「雇用促進等の就労支援」が最も高く、次いで「家庭、病院、施設における不当な扱いや虐待防止の徹底」が高くなっています。

* 合理的配慮：障害者差別解消法では、行政機関等や事業者は、事務・事業を行うに当たり、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めており、令和3（2021）年の法改正により、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務へと改められた（行政機関等は法改正前より義務）。

【取組方針】

●「沼田市障害福祉計画」の推進

障がいのある人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、「沼田市障害福祉計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

●障がい者の就労支援

障がいのある人それぞれの希望や能力、適性に応じた就労の実現や定着ができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や「障害者就業・生活支援センターコスモス」が実施する市内民間企業等への働きかけなどに協力します。

また、障がいの有無に関わらず、共に働くことの意義について、市民や企業への周知に努めます。

●障がい者の権利擁護の推進

障がいのある人の権利が守られるよう、それぞれの状況に応じた成年後見制度の利用促進を図ります。また、制度利用の需要増加に対応するため、沼田市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民への周知を図ります。

●相談体制の充実

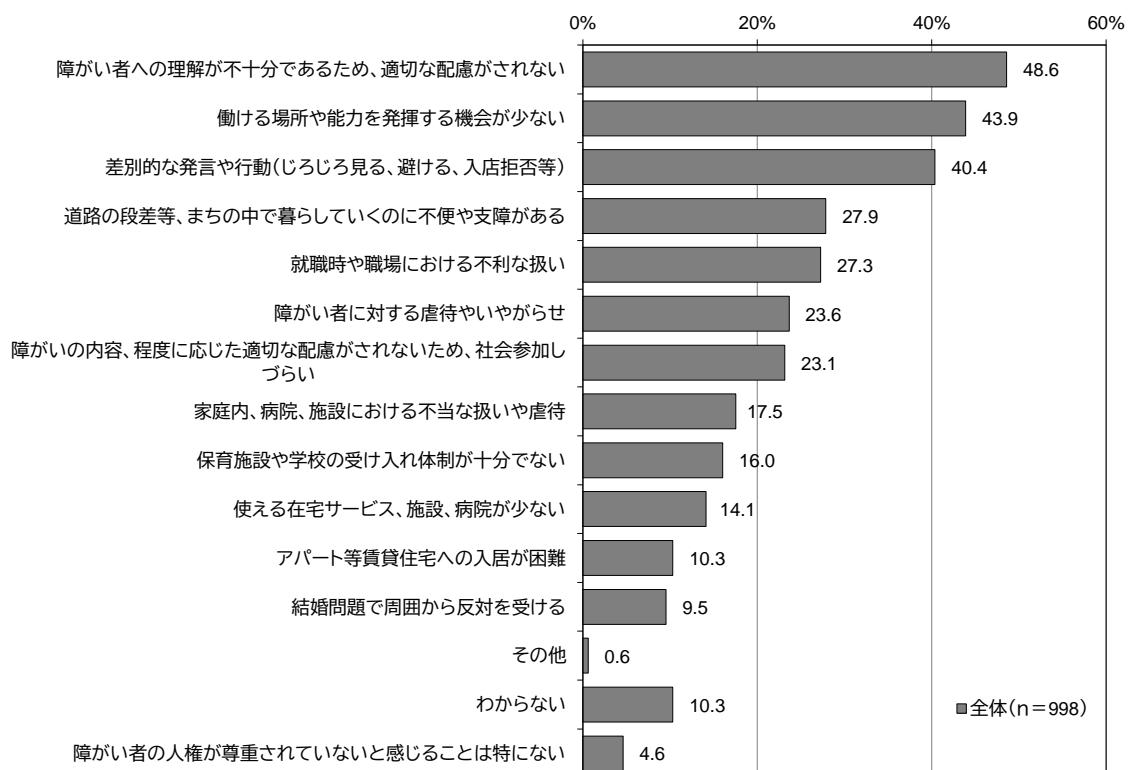
民生委員・児童委員など関係機関・団体と連携し、障がいのある人やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。

【市民の役割】

○障がいや、障がいのある人への正しい理解を身に付けましょう。

○障がいの有無に関わらず、地域の中で互いに人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域づくりに努めましょう。

障がい者の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)

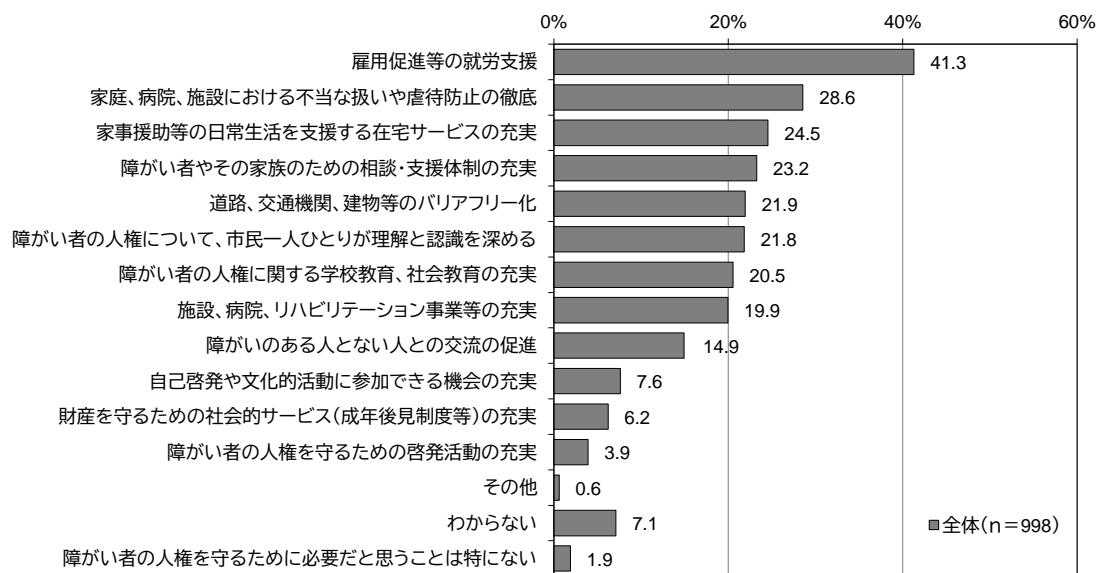


	(%)	男性	女性	18-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳~
		n	425	542	65	95	152	185	252
障がい者への理解が不十分であるため、適切な配慮がされない		51.3	48.0	46.2	61.1	52.6	50.8	49.6	38.6
働く場所や能力を発揮する機会が少ない		44.9	44.8	38.5	42.1	45.4	48.6	44.0	39.9
差別的な発言や行動(じろじろ見る、避ける、入店拒否等)		39.5	40.4	58.5	57.9	44.1	40.5	34.5	33.0
道路の段差等、まちの中で暮らしていくのに不便や支障がある		27.8	28.4	35.4	21.1	30.3	28.1	29.4	24.0
就職時や職場における不利な扱い		27.3	26.4	46.2	28.4	28.9	29.2	25.8	19.3
障がい者に対する虐待やいやがらせ		25.4	25.5	36.9	37.9	27.6	23.8	18.3	16.7
障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされないため、社会参加しづらい		24.0	22.9	23.1	20.0	16.4	28.6	23.0	23.6
家庭内、病院、施設における不当な扱いや虐待		14.8	17.0	23.1	30.5	23.0	17.3	9.9	15.5
保育施設や学校の受け入れ体制が十分でない		15.3	14.8	15.4	23.2	17.1	16.2	15.5	12.9
使える在宅サービス、施設、病院が少ない		14.8	14.8	15.4	16.8	13.2	18.4	12.3	12.4
アパート等賃貸住宅への入居が困難		10.1	10.5	12.3	11.6	13.8	12.4	8.3	6.0
結婚問題で周囲から反対を受ける		11.1	9.4	13.8	10.5	13.8	9.7	7.5	6.4
その他		0.5	1.1	0.0	1.1	0.7	0.0	0.0	1.7
わからない		10.1	9.2	10.8	5.3	8.6	10.8	9.9	12.9
障がい者の人権が尊重されていないと感じることは特にない		5.2	4.2	3.1	1.1	2.6	2.7	5.2	9.0

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

障がい者の人権を守るために必要だと思うこと(○は3つまで)



資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた、我が国固有の人権問題です。根拠のない言い伝えや偏見などによって、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に不自由な状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚や就職、日常生活で差別を受けるなど、さまざまな場面や機会において人権侵害を受けてきました。

昭和 40（1965）年の同和対策審議会答申では、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と指摘され、その精神を踏まえて、昭和 44（1969）年に施行した「同和対策事業特別措置法」やそれを引き継いだ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」などに基づくさまざまな対応が図られてきました。

しかし、結婚や就職に際する身元調査、戸籍謄本等の不正取得、誹謗・中傷・脅迫や差別発言、えせ同和行為*などが発生しています。さらに近年では、インターネット上で特定の地域を同和地区であると拡散する行為なども発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年に施行された部落差別解消推進法では、現在も部落差別が存在することを認め、国と地方公共団体が連携して、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを規定しています。

本市では、重大な差別問題である同和問題を重要な人権課題として捉え、学習会などを開催して教育と啓発活動に努めています。また、関係機関及び団体と連携し、同和問題に関する正しい理解の促進と人権侵害の未然防止等に向け、情報の提供に努めています。

また、学校教育においては、各学校にて、教育活動全体を通して、「直接的指導」「間接的指導」「常時指導」が相互に補完し合い、人権の知識を身に付けられるように努めており、同和問題については、このうち特に「直接的指導」により、歴史的、社会的要因を正しく理解し、差別を見抜く判断力や実践力を身に付けられるよう人権教育を推進しています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○日本社会に「同和問題」「部落差別」と呼ばれる人権問題があることについて、「知っている」は全体では約 6 割にとどまっています。

また、年代別に見ると、50 歳代が比較的高い一方、若い年代や高い年代が低くなっています。

○同和問題において、人権上問題があると思うことについて、「結婚問題で周囲から反対を受ける」が最も高く、次いで「差別的な発言」が高くなっています。

○同和問題を解決するために必要だと思うことについて、「同和問題について、市民一人ひとりが理解と認識を深める」「同和問題に関する学校教育、社会教育の充実」の 2 項目が高くなっています。

* えせ同和行為：同和問題を口実にして、個人、企業、官公庁などに対し、不当な利益や義務のないことを求める行為

【取組方針】

●行政による取組の推進

同和問題を解決するための行政課題の把握とその解決に向けた取組を推進します。また、住民票や戸籍謄本等の不正取得の防止に努めます。さらに、関係機関・団体と連携し、同和問題などを口実に不当な利益を得る“えせ同和行為”的根絶に向けて取り組みます。

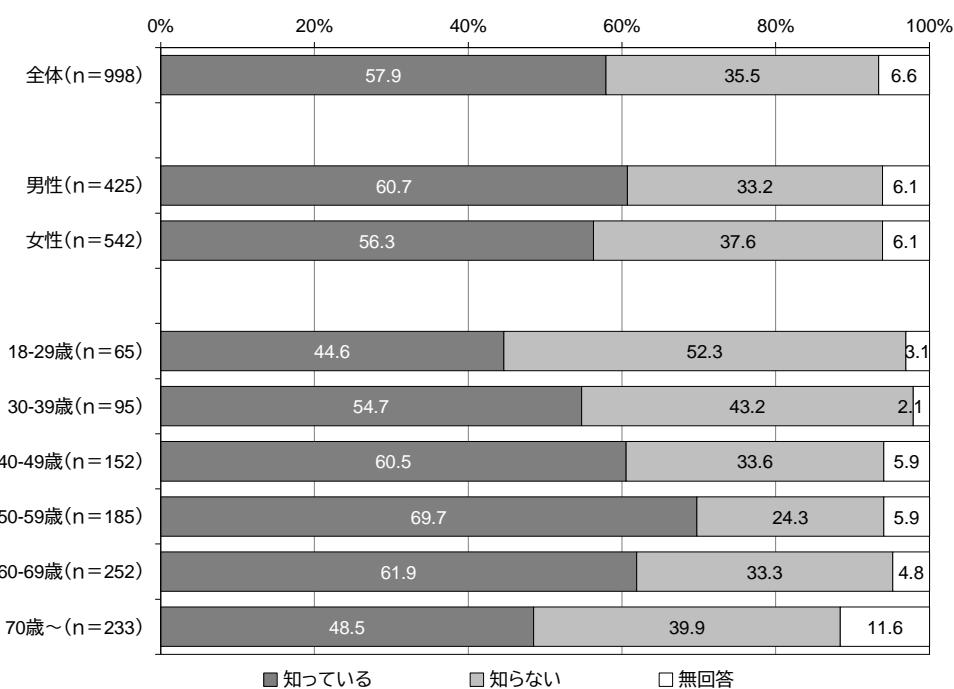
●すべての市民への教育・啓発の推進

同和問題が根拠のない偏見や差別によるものであることを、子どもから大人まですべての市民が正しく理解し、“自分ごと”として正しい行動がとれるよう、教育・啓発機会と情報提供の充実を推進します。

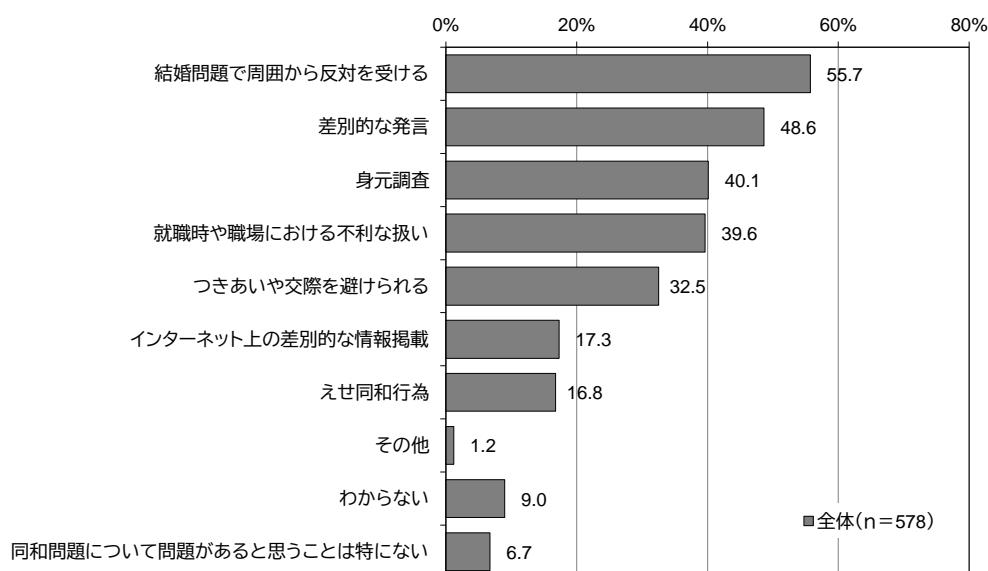
【市民の役割】

- 同和問題について、正しい理解と認識を深めましょう。
- 学習会等への積極的な参加により、同和問題の正しい理解と行動を身に付けましょう。

日本社会に「同和問題」「部落差別」と呼ばれる人権問題があることの認知度(○は1つ)

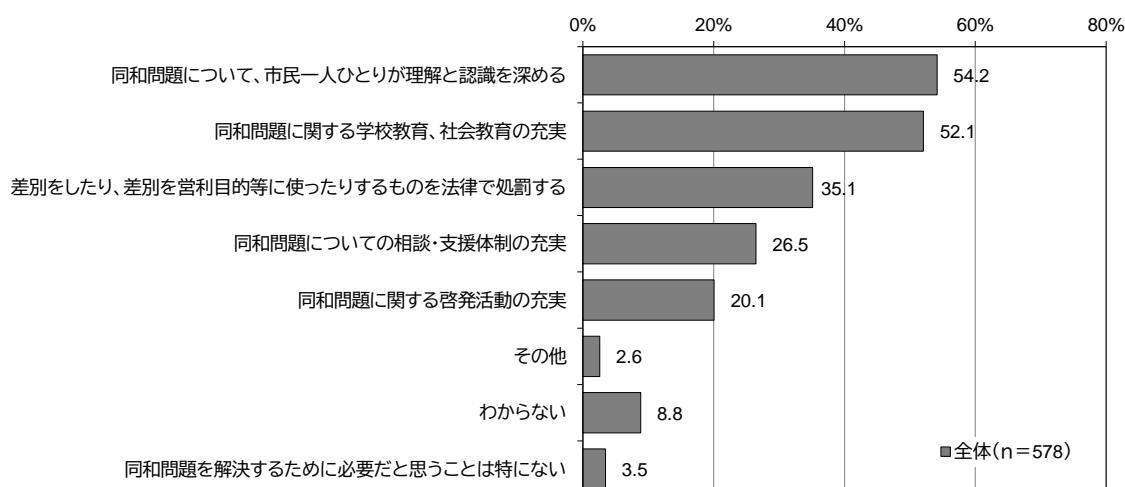


同和問題において、人権上問題があると思うこと(○はいくつでも「知っている」と回答した場合)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

同和問題を解決するために必要だと思うこと(○は3つまで「知っている」と回答した場合)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

6 外国籍の人

【現状と課題】

日本の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症の影響による「留学」や「技能実習」の減少などにより、令和2年以降は減少が見られるものの、それまでは増加傾向が続いていました[※]。令和4（2022）年6月末の住民基本台帳によると、本市に在住する外国人人口は705人で、これは総人口の約1.5%にあたります。

外国籍の人々の増加に伴い、地域の多文化共生や国際交流が進む一方、地域コミュニティ、就労や教育の場などにおいて、言語・習慣・価値観などの違いによる誤解などから、周囲とのトラブルや、外国籍の人々に対する偏見や差別などの人権問題が発生しています。

また、日本語の習得が十分でないことや、日本で生活するためのルールの周知がされていないことによるトラブルの発生や災害発生など緊急時の対応などが危惧されており、外国籍の人々が安心して安全に暮らせる地域づくりが必要となっています。

一方、過激な排外主義を主張する団体がインターネットやSNS等を通じて差別を助長するような言動を繰り返す事例の発生を背景に、平成28（2016）年にヘイトスピーチ解消法が制定され、ヘイトスピーチは許されないものであるとの意識が社会の中で共有されつつあります。

本市では、海外姉妹都市交流や日本語教室をはじめとする国際交流活動によって、外国籍の人々との交流の機会を増やし、相互理解を促進しています。また、日常生活上の悩みや心配事に対応するための外国人相談窓口の設置や、行政手続きや制度説明のためのAI通訳機を設置し、相談しやすい環境づくりに努めています。

沼田市国際交流協会では、国籍や母語の異なる人たちが、互いの文化や風習、考え方を知るためのきっかけとなる各種交流事業、情報提供など、外国籍の人たちと仲良く助け合いながら共に暮らしていくための積極的な活動が行われています。

今後も、交流の機会を増やして相互理解を深めることや、対等な関係で地域社会やまちづくりに積極的に参加することができる、共に生きる多文化共生社会を形成していくことが必要です。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○外国人の人権が尊重されていないと感じることについて、「生活習慣、宗教、文化への理解や認識が不十分」が最も高く、次いで「就職時や職場における不利な扱い（低賃金・解雇等）」が高くなっています。

○外国人の人権を守るために必要だと思うことについて、「外国人の文化や生活習慣等への理解を深める」が最も高く、次いで「雇用促進等の就労支援」「外国人と日本人との交流の促進」の2項目が高くなっています。

※出入国在留管理庁・統計資料より

【取組方針】

●多文化共生社会の実現

国籍や宗教、文化、生活習慣等の違いなどを理由に外国籍の人が差別的な扱いを受けることのないよう、互いの文化や生活習慣の違いを理解し、尊重し合える多文化共生社会の実現に向け、相互交流の機会と情報の提供を図ります。

●支援体制の充実

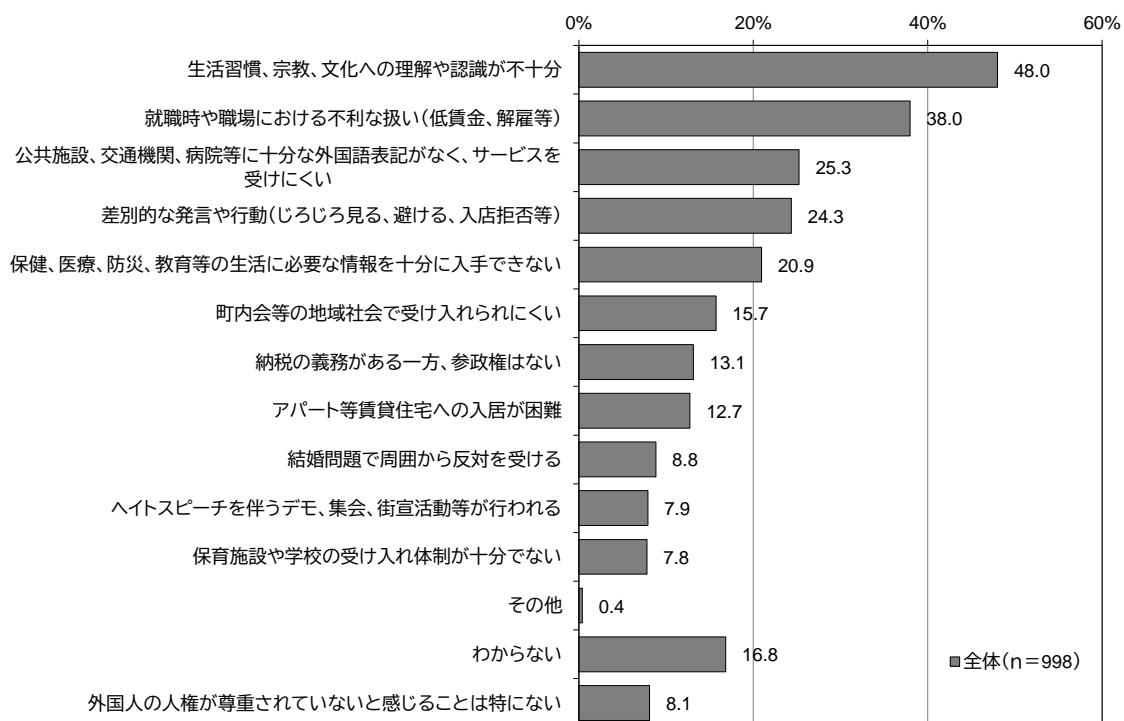
本市からの情報発信の多言語化や外国籍の住民に向けた日本語教室の開催など、外国籍の住民の孤立を防ぎ、地域の中で安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。

特に、災害への備えや避難時に必要な情報など、命に関わる情報について、国籍や言語にかかわらず、すべての住民が共有できる体制づくりに努めます。

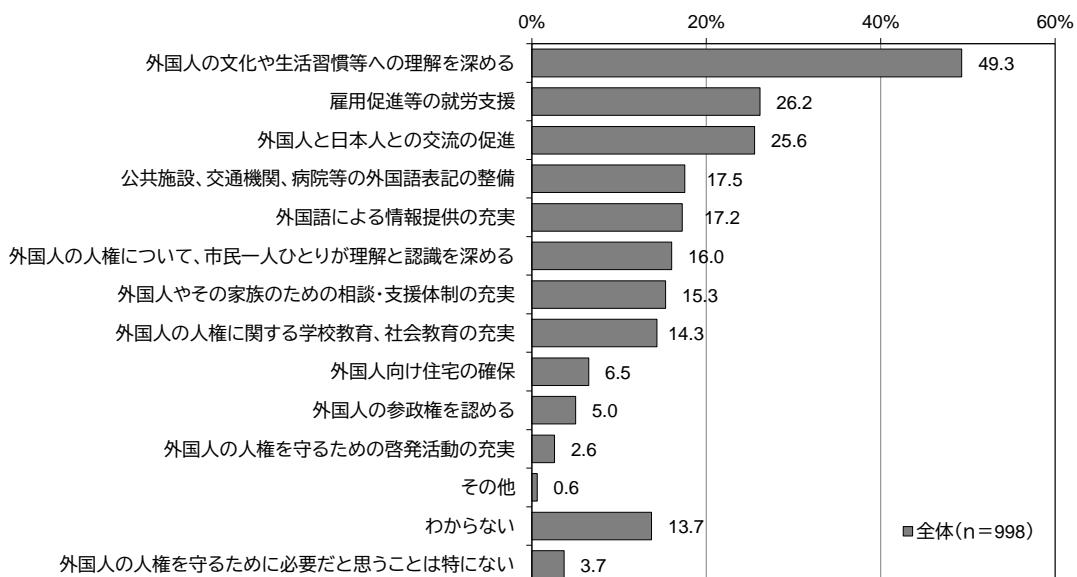
【市民の役割】

- 国際意識を高め、外国籍の人々とのふれ合いや交流を通して、異なる文化や考え方への理解を深めましょう。
- 外国籍の人々が、言語や習慣等の違いから日常生活で困ることがないよう、同じ地域に共に暮らす仲間として、安心して暮らし続けられる地域づくりに積極的にかかわりましょう。

外国人の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)



外国人の人権を守るために必要だと思うこと(○は3つまで)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

7 感染症患者等

【現状と課題】

国は、平成 11（1999）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）、平成 21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行するなど、感染症患者や元患者、その家族等に対する偏見や差別の解消を目指した啓発活動を行っています。ハンセン病をめぐってはさらに、患者・元患者の家族への差別被害を生じさせた国の責任を認める判決が令和元（2019）年に出され、これを受け公表された内閣総理大臣談話では、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれている境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

しかし、ハンセン病やエイズ（後天性免疫不全症候群）など、これまでにさまざまな研究やそれを踏まえた取組が進められている既知の感染症について、正しい知識や理解の不足による偏見や差別などが生じており、医療や施設の通所・入所、就職や入学の拒否などの問題が起きています。

また、新型コロナウイルス感染症は、令和 2（2020）年には全国に拡大し、これに伴い、感染者やその家族、感染症対応に従事する医療や介護の関係者等への偏見や差別、いじめや嫌がらせ、SNS での誹謗中傷などが発生しており、コロナ禍による失業や収入減、DV 被害なども大きな問題となっています。「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（事務局：内閣府男女共同参画局）による緊急提言（令和 2（2020）年 11 月）では、「特に女性への影響が深刻」であることを踏まえ、国としての取組の必要性が示されました。

本市では、誤った認識や噂・デマなどから生じる不安や恐れ、それに伴う感染者等（濃厚接触者、感染者の家族、医療従事者、感染者が属する事業所や学校など）に対する偏見や差別が生じないよう、さまざまな機会を通じて、幅広い世代に向けた感染症の正しい知識や認識、適切な感染予防方法の普及啓発を行っています。

また、学校教育においては、各学校で、感染症に関する適切な情報を基に、児童生徒の発達の段階に応じた指導を行うことを通じ、感染症にかかる偏見や差別が生じないよう配慮しています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○感染症患者等の人権が尊重されていないと感じることについて、「感染症患者等のプライバシーが守られない」「差別的な発言や行動（じろじろ見る、避ける、入店拒否、悪意のある噂等）」の 2 項目が高くなっています。

○感染症患者等の人権を守るために必要だと思うことについて、「感染症患者等のプライバシーの保護」が最も高く、次いで「保健所や医療機関における検査や治療体制の充実」が高くなっています。

【取組方針】

●感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

感染症について、医学的な正しい知識を深められるよう、国・県等との連携により、情報提供と啓発を推進します。また、学校教育において、児童や生徒の発達段階に応じた教育を行い、正しい知識の普及を図ります。

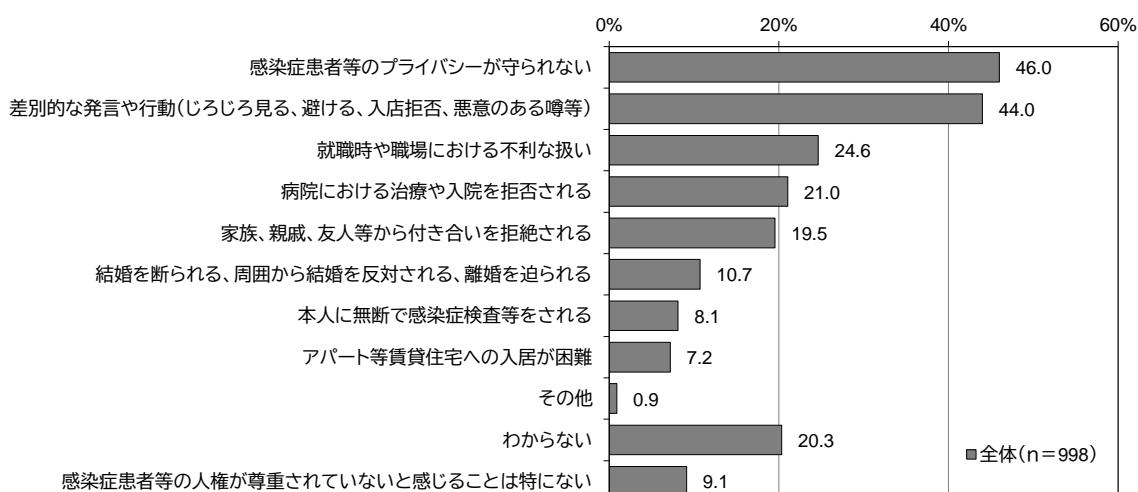
●相談対応・生活支援の推進

感染症患者・元患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実と、生活支援を推進します。

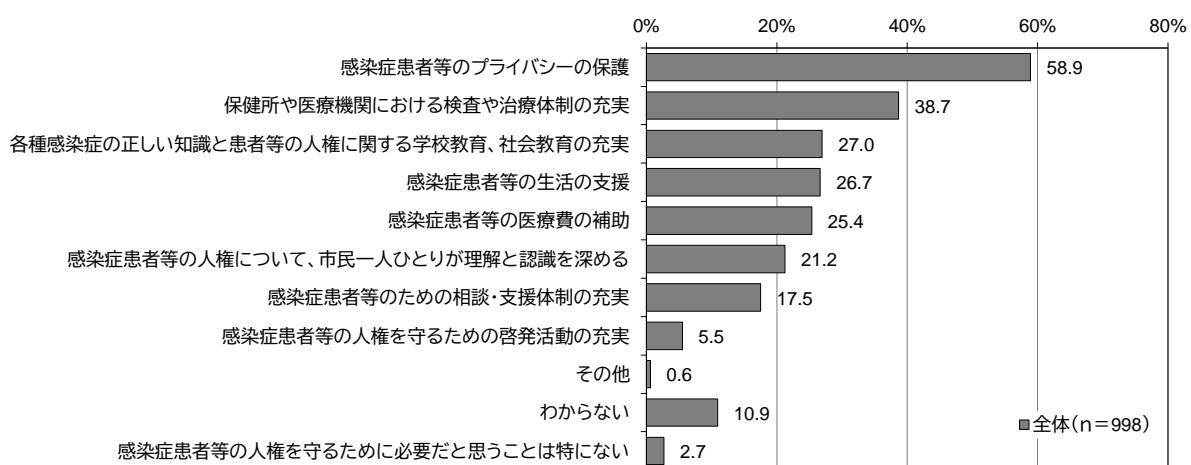
【市民の役割】

○感染症に対する正しい理解と行動を身に付けましょう。

【感染症患者等の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)



【感染症患者等の人権を守るために必要だと思うこと(○は3つまで)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命や身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、その後遺症による精神的、肉体的、経済的等のさまざまな面で大きな負担を長期にわたり強いられます。また、いわれのない中傷や無責任な噂、マスコミ等の過剰な取材や報道によりプライバシーが侵害されるなど、二次的被害を受ける問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者の権利利益の保護と支援を明文化するとともに、これに関する施策を推進するため、平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。令和 3（2021）年には「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者保護に関する法的整備が進められてきました。

本市では、犯罪被害者やその家族の人権が侵害されることのないよう、未然防止に努めるとともに、相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげることができるよう関係機関・団体との連携強化を推進しています。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

- 犯罪被害者やその家族の人権が尊重されていないと感じることについて、「過度な取材等によるプライバシーの侵害」「周囲の人の無責任な噂、偏見、差別」の 2 項目が高く、次いで「犯罪行為による精神的負担」も高くなっています。
- 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要だと思うことについて、「プライバシーに配慮した取材や報道」が最も高く、次いで「犯罪被害者等の安全確保（仕返しの防止）」が高くなっています。

【取組方針】

●犯罪被害者やその家族の人権に関する教育・啓発活動の推進

犯罪被害者やその家族を思いやり、人権に配慮できるよう、情報提供や啓発を推進します。

また、直接的な被害だけでなく、無責任な噂や誹謗・中傷、プライバシーの侵害などの二次的な被害について理解し、そのような人権侵害を防ぐための教育と啓発を推進します。

●相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、安心して相談でき、カウンセリングなどの支援が受けられるような体制の充実とその周知を図ります。

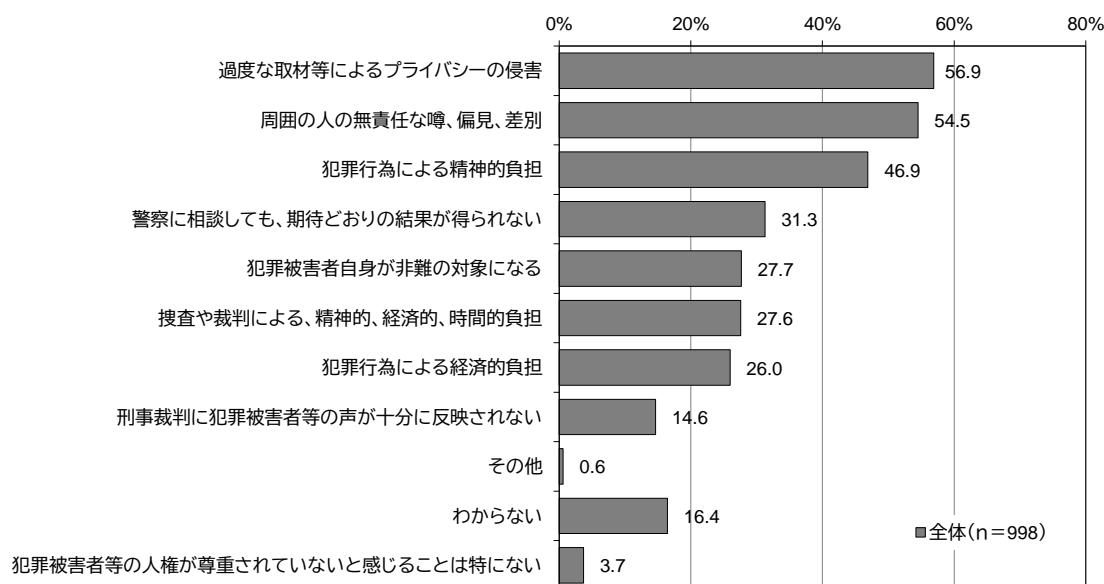
●支援団体との連携

より適切な支援につなげができるよう、国や県、警察、関係機関・団体との連携強化に努めます。また、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む民間団体の活動の支援や周知を図ります。

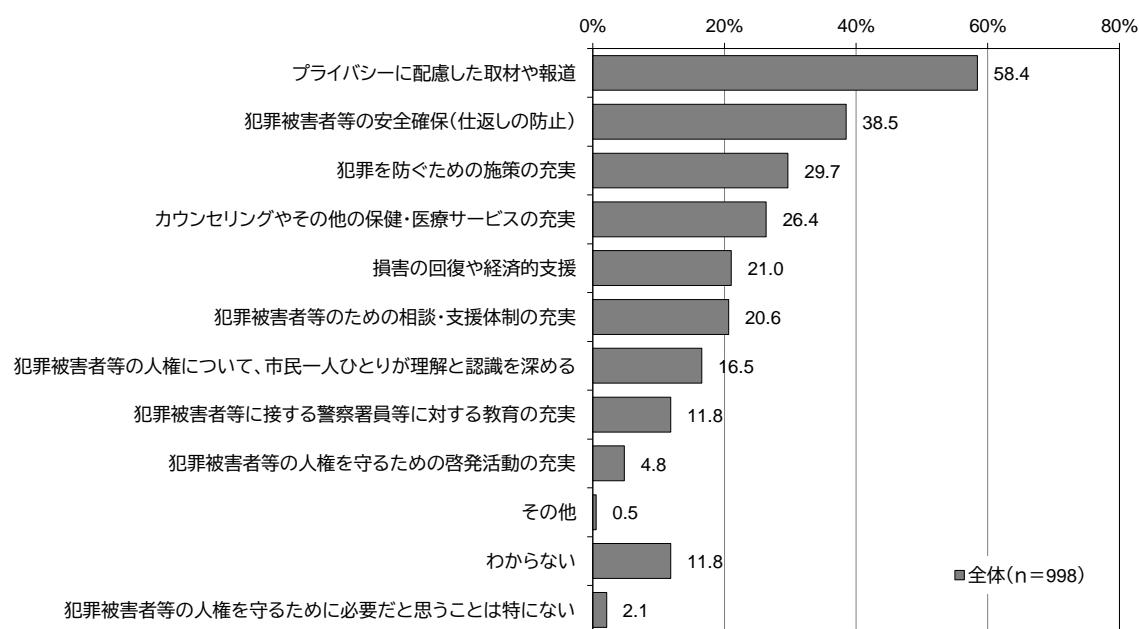
【市民の役割】

- 犯罪被害者やその家族の人権課題について、正しい理解に努めましょう。
- 無責任な噂や誹謗・中傷等による二次的被害を防止しましょう。

【犯罪被害者やその家族の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)



【犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要だと思うこと(○は 3 つまで)



資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

9 刑を終えて出所した人等

【現状と課題】

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族に対する偏見や差別は根強く、本人に更生意欲があっても、就職、就学、住居の確保、保健医療・福祉サービスの受給等の際に不当な扱いや差別を受けるなど、社会復帰や社会参加を目指す上で大きな妨げとなっています。

こうした状況を踏まえ、平成 28（2016）年「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、平成 29（2017）年には「再犯防止推進計画」が策定されました。

本市では、令和 5（2023）年 3 月策定の「沼田市再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人が社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、継続的な支援と環境の整備を推進します。また、地域全体で、再犯の防止と誰もが安心して暮らし続けられる社会づくりに取り組みます。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

- 刑を終えて出所した人の人権が尊重されていないと感じることについて、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見」が最も高く、次いで「就職時や職場における不利な扱い」「差別的な発言や行動（避ける、いやがらせ、悪意のある噂等）」が高くなっています。
- 刑を終えて出所した人の社会復帰を援助する「更生保護」活動をしている人たちの認知度は 6 割程度にとどまります。
- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」の認知度は 2 割程度、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主制度」の認知度は約 3 割となっています。
- 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要だと思うことについて、「雇用促進等の就労支援」「刑を終えて出所した人やその家族のための相談・支援体制の充実」「犯罪を防ぐための施策の充実」の 3 項目が高くなっています。

【取組方針】

●再犯防止推進計画の推進

「沼田市再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう継続的な支援と、そのための環境整備を推進します。

●更生保護活動の支援

更生保護活動をしている保護司や更生保護女性会などの個人や関係機関・団体と連携し、市民の关心や正しい理解を深めるための啓発や広報活動を推進します。

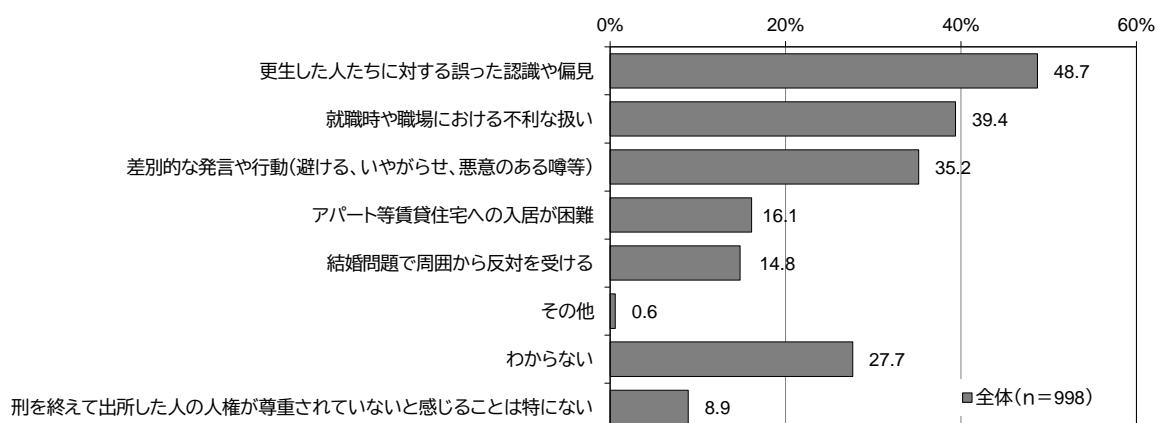
また、それらの個人や関係機関・団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、地域における更生保護の拠点である「沼田利根更生保護サポートセンター」の支援を推進します。

【市民の役割】

○刑を終えて出所した人等の人権について認識を深めましょう。

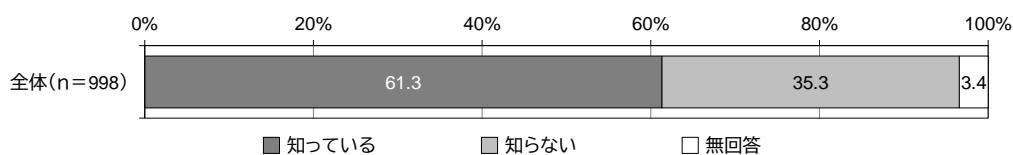
○刑を終えて出所した人等の社会復帰と更生を支え、再犯の防止に努め、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を地域全体でつくりましょう。

刑を終えて出所した人の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)

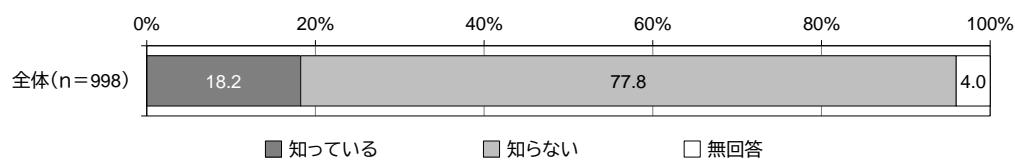


資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

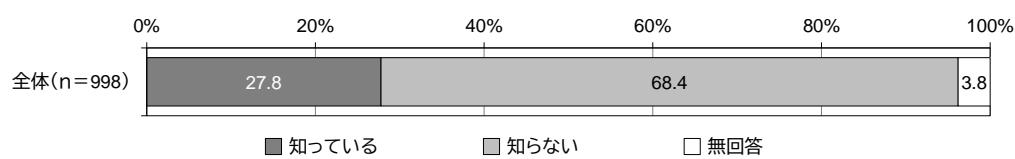
刑を終えて出所した人の社会復帰を援助する「更生保護」活動をしている人たちの認知度 (○は1つ)



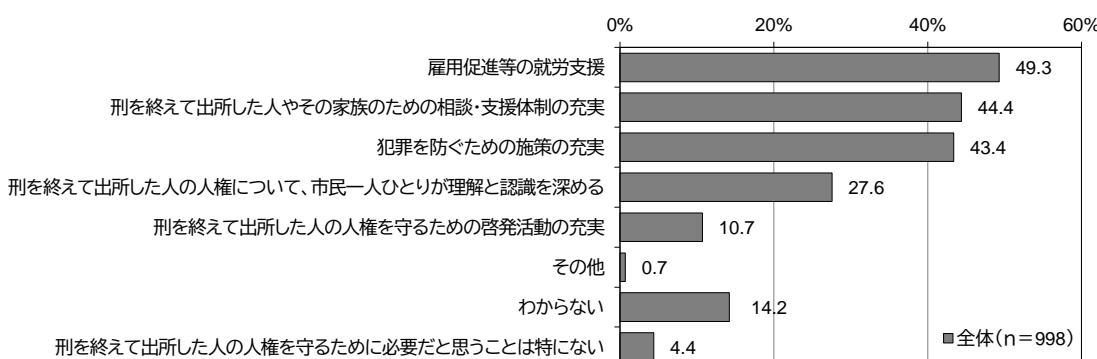
犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」の認知度（○は1つ）



犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主制度」の認知度（○は1つ）



刑を終えて出所した人の人権を守るために必要だと思うこと（○は3つまで）



資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

10 インターネットを介した人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及は、多様なコミュニケーションを可能にし、社会のさまざまな面で利便性や効率の向上をもたらしました。しかし、その一方で、SNSなどの特性を悪用した個人や団体への誹謗中傷やネットいじめ、差別を助長する表現、有害情報の掲載、個人情報の流出、犯罪への巻き込み等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。また、近年では、他人へのなりすましやプロバイダ^{*1}を特定できない形での書き込みなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

このような状況を背景に、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、プロバイダ等に対してインターネット上の書き込みの削除や、書き込みをした者の情報開示を求めることができるようになりました。しかし、インターネット上の書き込みをすべて削除することは難しいとされており、対応にも時間がかかることから、さらなる対策が求められています。また、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案の発生を踏まえ、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行され、その後の改正によって、青少年を有害情報から守る措置が携帯電話事業者等に義務付けられました。

群馬県ではこのような状況を踏まえ、令和2（2020）年に「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定しました。

本市では、インターネット等による人権侵害、情報の収集・発信における責任や情報モラルについて理解を深めるため、国・県、警察及び関係団体と連携し、啓発の充実に取り組んでいます。また、子どもたちがインターネットやSNS等を安全・安心に使うため、「おぜのかみさま」^{*2}運動を推進するほか、インターネット利用時のトラブルを防ぐため、「沼田市SNSルール」の周知徹底に取り組んでいます。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

○インターネットを介した人権侵害において、人権上問題があると思うことについて、「他人を誹謗中傷するような表現の掲載」が最も高く、次いで「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口の掲載」が高くなっています。

また、年代別に見ると、上記2項目は70歳以上が比較的低くなっています。

○インターネットを介した人権侵害を解決するために必要だと思うことについて、「違法な情報発信者に対する監視、取締りの強化」が最も高く、次いで「プロバイダへの人権を侵害する表現や情報の削除要請」が高くなっています。

*1 プロバイダ：インターネットに接続するサービスを提供する事業者

*2 「おぜのかみさま」：青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにするために、県民に親しみのある『尾瀬』をモチーフに群馬県が考案した標語。「お」おくらない(写真)、「ぜ」ぜったいあわない(ネットで知り合った者)、「の」のせない(個人情報)、「か」かきこまない(悪口など)、「み」みない(有害サイト)、「さ」さがさない(出会い)、「ま」まもる(ルール)

【取組方針】

●ルールやマナーを守った利用促進のための啓発の推進

インターネットを介した人権侵害をなくし、誰も加害者や被害者になることのないよう、さまざまな機会を通じて、ルールやマナーを守った利用への理解と自らの行動への反映を促すための啓発を推進します。

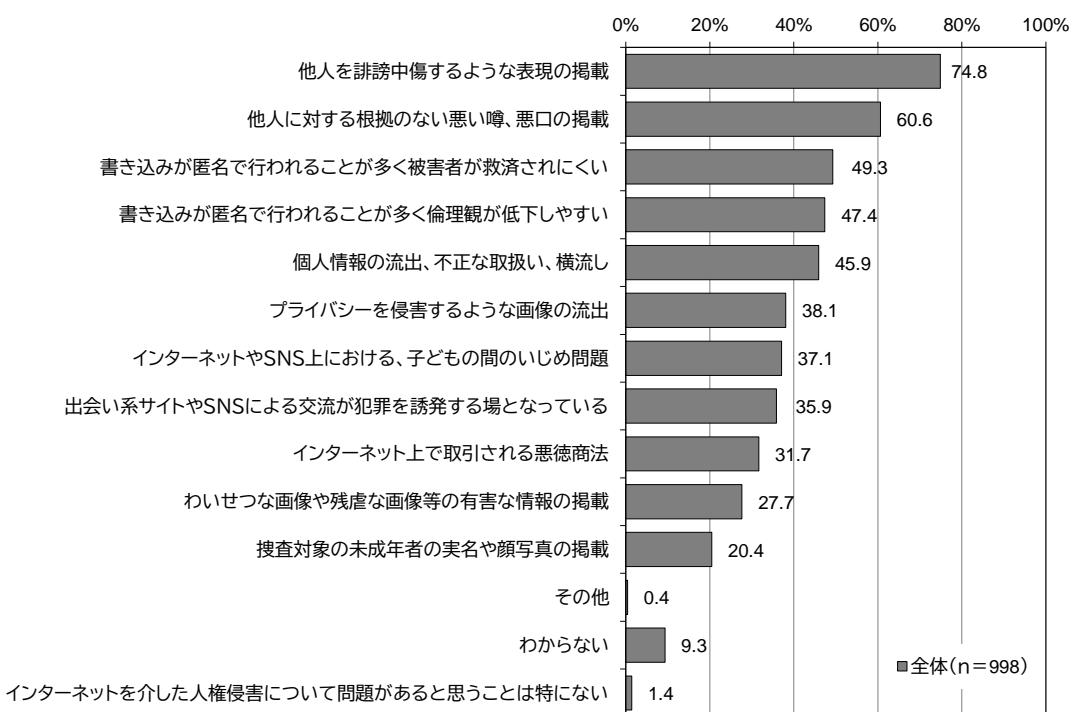
●学校教育・家庭教育におけるルールやマナーを守った利用の推進

「沼田市 SNS ルール」を活用し、学校において、ルールやマナーを守った利用方法についての教育を推進するとともに、PTA 等と連携しながら、家庭における正しい利用への理解を促す支援を推進します。

【市民の役割】

- インターネットの特性を理解し、インターネットを介した言動が人を傷付けかねないことへの認識を深めましょう。
- さまざまな場面や機会を通じて、ルールやマナーを守った正しいインターネットの利用方法を学びましょう。

インターネットを介した人権侵害において、人権上問題があると思うこと(○はいくつでも)

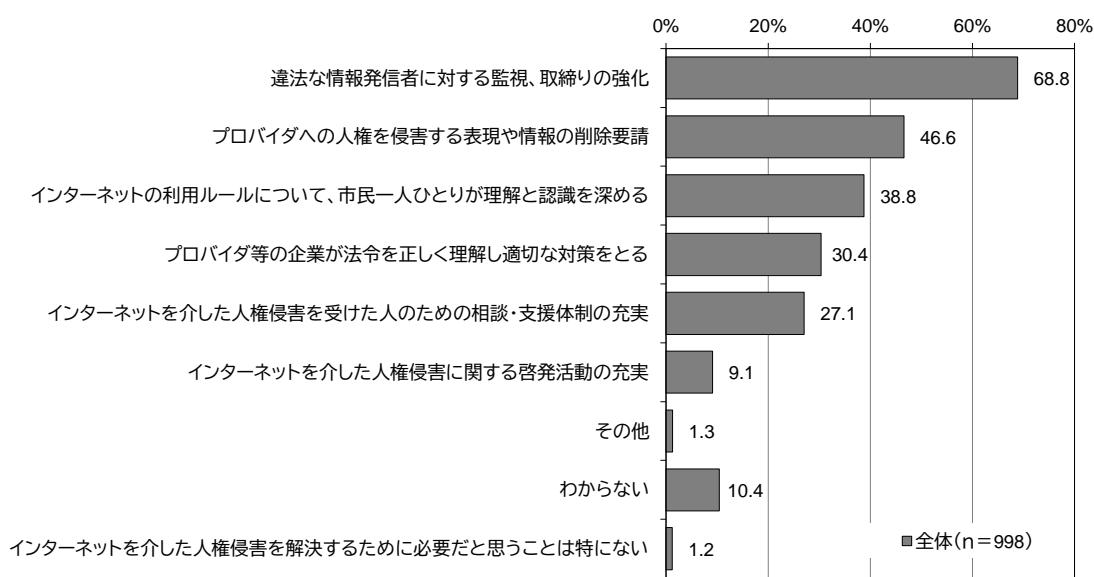


	(%)		男性	女性	18- 29 歳	30- 39 歳	40- 49 歳	50- 59 歳	60- 69 歳	70 歳~
	n	425	542	65	95	152	185	252	233	
他人を誹謗中傷するような表現の掲載		75.8	75.1	75.4	77.9	86.8	87.6	73.4	57.9	
他人に対する根拠のない悪い噂、悪口の掲載		62.4	61.3	63.1	73.7	73.0	69.2	57.9	43.8	
書き込みが匿名で行われることが多く被害者が救済されにくい		50.8	45.0	43.1	58.9	55.3	59.5	46.4	38.6	
書き込みが匿名で行われることが多く倫理観が低下しやすい		53.2	46.7	55.4	61.1	49.3	55.7	48.8	30.9	
個人情報の流出、不正な取扱い、横流し		46.6	46.1	53.8	56.8	59.2	51.4	44.0	27.5	
プライバシーを侵害するような画像の流出		39.5	37.8	41.5	44.2	47.4	43.8	34.5	27.5	
インターネットやSNS上における、子どもの間のいじめ問題		34.6	36.5	33.8	45.3	47.4	43.8	31.3	28.8	
出会い系サイトやSNSによる交流が犯罪を誘発する場となっている		37.9	36.2	33.8	35.8	39.5	36.8	34.1	35.2	
インターネット上で取引される悪徳商法		36.9	33.0	32.3	25.3	36.2	38.9	32.9	23.6	
わいせつな画像や残虐な画像等の有害な情報の掲載		26.8	29.5	26.2	26.3	33.6	30.3	25.8	24.9	
検査対象の未成年者の実名や顔写真の掲載		18.1	21.2	16.9	17.9	32.2	24.3	17.1	15.9	
その他		0.5	0.4	0.0	0.0	0.7	0.0	0.4	0.9	
わからない		10.1	7.6	6.2	2.1	5.3	4.9	10.3	18.5	
インターネットを介した人権侵害について問題があると思うことは特にない		1.9	1.3	1.5	0.0	0.7	0.0	0.4	4.7	

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

インターネットを介した人権侵害を解決するために必要だと思うこと(○は3つまで)



資料：令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

11 性的マイノリティ（性的少数者）

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）が、職場や学校等、社会の中で偏見や差別の対象となる等、人権が侵害される問題が起きています。一方、近年では、性的マイノリティの課題について理解し、支援する人、または支援したいと思う「アライ」（Ally）と呼ばれる人や組織が増えつつあり、これから社会づくりにおける役割が期待されています。

こうした状況を踏まえ、平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、からだの性とこころの性の一致に違和感を持つ人（性別不合^{*1}）であって一定の条件を満たす場合、戸籍上の性別の変更ができるようになりました。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）の改正により、令和 4（2022）年から中小企業を含むすべての事業主にパワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務化され、これに基づく指針において、性的指向等に関する侮辱的な言動を行うことがパワー・ハラスメントに該当する例として明示されています。

群馬県では、令和 2（2020）年に、一方または双方が性的マイノリティである当事者が、互いを人生のパートナーとして宣誓した事実を公に証明する「ぐんまパートナーシップ宣誓制度^{*2}」を導入しました。

本市では、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生活できる社会の実現に向けて、多様な性のあり方を理解するための学習会等の開催や資料の配布等による啓発活動など、さまざまな施策に取り組んでいます。また、群馬県の「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に賛同し、宣誓者に対するサービスの拡大を促進しています。

* 1 性別不合：令和元（2019）年に世界保健機関（WHO）は、国際疾病分類で性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、「性別不合（仮訳）」とした。これによって病気や障害としての扱いではなくなった。

* 2 ぐんまパートナーシップ宣誓制度：「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を群馬県に提出し、群馬県が受領カード等を交付する制度。婚姻制度とは異なり、法律上の効果は生じない。受領のカードの提示により、県営住宅や市営住宅の入居申し込み、医療機関における面会、住宅ローンにおける収入合算者（連帯債務者）の配偶者の定義などで、夫婦や家族と同様の扱いや支援を受けることができる（対象機関等の条件あり）。

【市民の意識〈市民意識調査から〉】

- 性的少数者（LGBTQ 等）の人権が尊重されていないと感じることについて、「地域や社会で性的少数者への理解が十分にされていない」が最も高く、次いで「トイレ、更衣室等の設備が整っていない」が高くなっています。
また、年代別に見ると、18～20歳代は「差別的な発言や行動（好奇な目で見る、避ける、いやがらせ、入店拒否等）」が最も高くなっています。
- 性的少数者（LGBTQ 等）の人権を守るために必要だと思うことについて、「多様な性に関する学校教育、社会教育の充実」が最も高い一方、「わからない」も比較的高くなっています。
- 「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」や「ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード」により利用できるサービスの認知度について、いずれも「知っている」は低くなっています。

【取組方針】

●性的指向・性自認を理由とする人権侵害に関する教育・啓発活動の推進

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別などの人権課題について、すべての市民や企業を対象とする教育や啓発活動を、学校教育や社会教育をはじめ、さまざまな場面や機会を通して推進します。

●支援体制の充実

悩みや困難を抱える当事者や当事者家族が安心して暮らすことができるよう、国や県、関係機関・団体と連携して、相談体制の充実など、適切な支援に努めます。

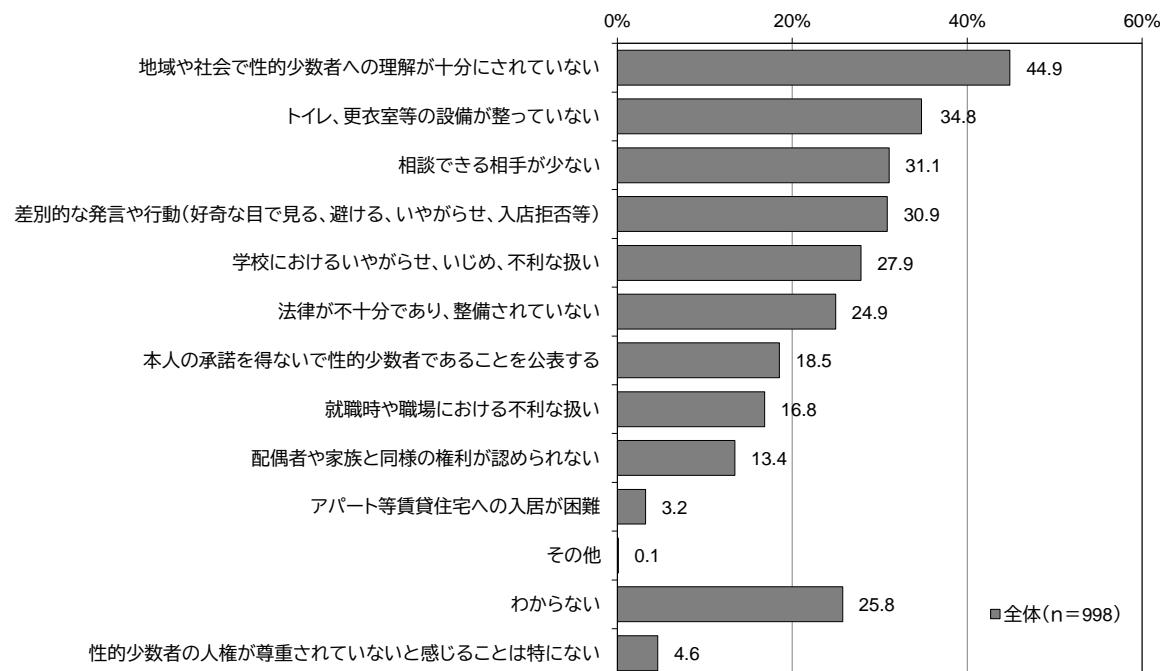
●「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」の普及促進

県や関係機関・団体と連携して、「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」の普及啓発と宣誓者に対するサービスの拡大を促進します。

【市民の役割】

- 多様な性のあり方を正しく理解しましょう。
- 「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」について認識を深めましょう。

性的少数者(LGBTQ 等)の人権が尊重されていないと感じること(○はいくつでも)

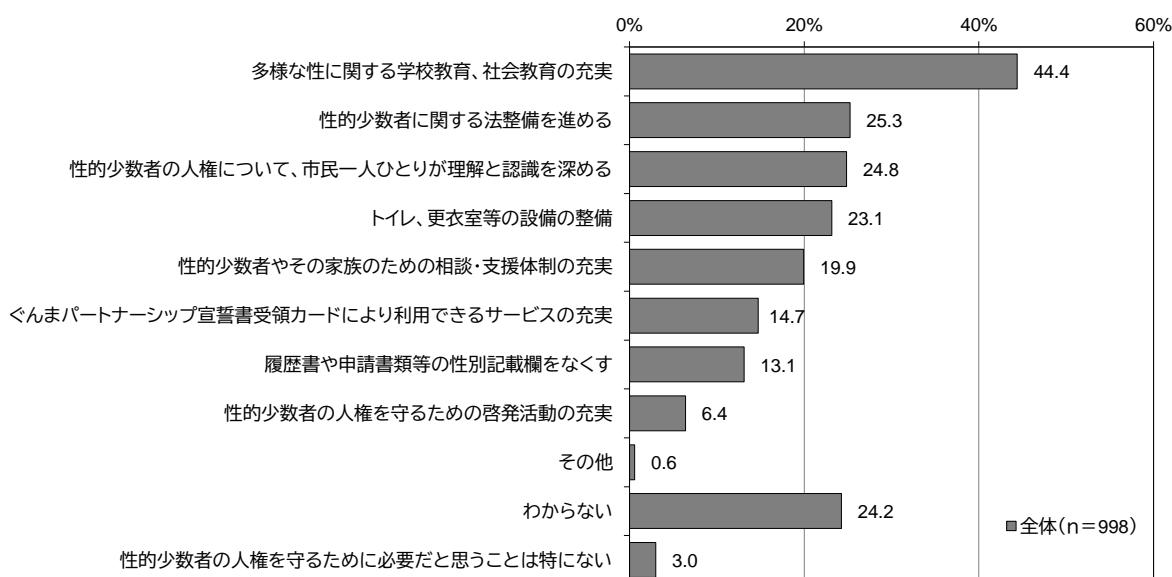


	(%)		18-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳~
	男性	女性						
n	425	542	65	95	152	185	252	233
地域や社会で性的少数者への理解が十分にされていない	48.5	44.6	49.2	49.5	52.6	51.9	41.7	34.3
トイレ、更衣室等の設備が整っていない	29.6	35.4	52.3	48.4	45.4	37.3	28.6	23.2
相談できる相手が少ない	30.1	30.4	44.6	41.1	40.1	32.4	25.4	23.6
差別的な発言や行動(好奇な目で見る、避ける、いやがらせ、入店拒否等)	33.2	30.3	58.5	34.7	36.8	28.1	29.8	22.3
学校におけるいやがらせ、いじめ、不利な扱い	26.8	26.0	46.2	47.4	34.2	25.4	21.0	20.6
法律が不十分であり、整備されていない	26.4	27.7	38.5	28.4	30.3	29.2	19.4	19.7
本人の承諾を得ないで性的少数者であることを公表する	14.6	19.6	32.3	26.3	17.1	19.5	14.7	16.3
就職時や職場における不利な扱い	16.0	17.0	27.7	23.2	18.4	19.5	13.9	12.0
配偶者や家族と同様の権利が認められない	11.1	13.5	27.7	23.2	14.5	15.1	6.7	10.3
アパート等賃貸住宅への入居が困難	2.8	3.9	9.2	4.2	2.6	3.8	2.4	1.7
その他	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
わからない	27.1	23.4	7.7	14.7	20.4	25.4	29.8	34.8
性的少数者の人権が尊重されていないと感じることは特にない	6.4	4.4	3.1	2.1	2.6	4.3	4.8	6.9

※各属性で最も高い値を濃色、次いで高い値を淡色で表示

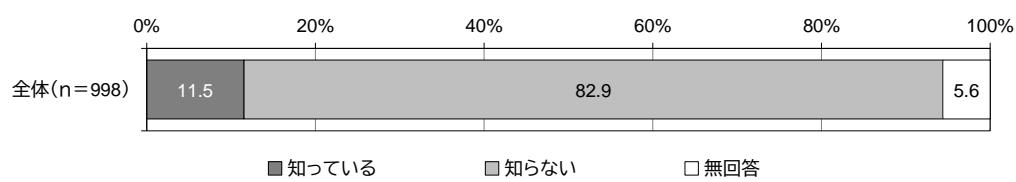
資料:令和3年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

性的少数者(LGBTQ 等)の人権を守るために必要だと思うこと(○は 3 つまで)

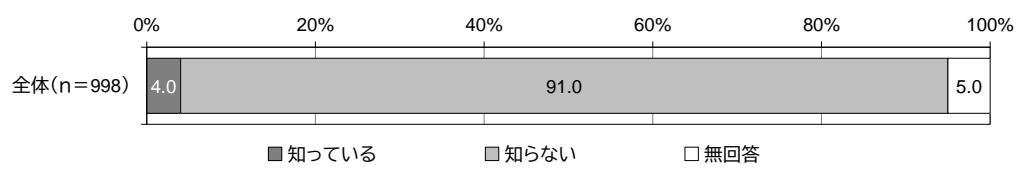


資料:令和 3 年度「沼田市人権に関する市民意識調査」

「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」の認知度(○は1つ)



「ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード」により利用できるサービスがあることの認知度(○は1つ)



12 さまざまな人権課題等

(1) 災害の発生に起因する人権侵害

近年、気候変動等により全国各地で毎年のように自然災害が発生しており、甚大な被害をもたらすことが少なくありません。平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害がもたらされました。また、これに伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、今なお、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや風評に基づく心無い嫌がらせ等、特に、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍の人などに人権問題が起きています。

災害発生等による非常事態下においても、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心してすごせる環境づくりと、そのための体制の確保が必要です。

(2) ハラスメント

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめであり、他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷付けたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。相手を不快にさせる性的な言動や行動である「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や立場を利用し、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産育児休業等を理由として解雇、異動、減給、降格などの不利益な扱いを行う「マタニティ・ハラスメント」などが問題となっています。

特に職場におけるこれらの行為は、就労者の働く環境を悪化させ、精神面で不安を与え、人格と尊厳を傷付けるものであることから、これに関連する労働施策総合推進法の改正により、令和4(2022)年4月から中小企業を含む全事業主にパワー・ハラスメントの雇用管理上の措置が義務化されました。事業者による措置の確実な履行とともに、誰もが働きやすい環境づくりの促進が課題です。

(3) 北朝鮮により拉致された被害者の人権

北朝鮮当局による日本人の拉致は、日本に対する主権の侵害であり、国民の生命にかかる重大な人権侵害です。国は、平成23(2011)年の閣議決定により「北朝鮮当局による拉致問題等」を、新たに「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題の一つとしました。国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明と解決を図ることが必要です。

(4) その他の人権問題

その他、アイヌの人々、ホームレスの人たち、人身取引、婚外子などのさまざまな人権課題に加え、これまで表出してこなかった人権課題についても、正しく理解し、行動できるよう、教育と啓発の一層の推進が必要です。

沼田市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

国の「再犯防止推進計画」（平成 29（2017）年策定）では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点課題が示されており、「群馬県再犯防止推進計画」（平成 31（2019）年策定）においても、県の実情に応じた施策の実施・検討について示されています。

本市では、国や県の方向性を踏まえるとともに、本市の実情に応じ、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう、継続的な支援とそのための環境整備を推進し、再犯の防止と、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）（第8条第1項）に定められた「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの5年間とします。

また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 取組内容

（1）「群馬県再犯防止推進計画」の推進

「群馬県再犯防止推進計画」に基づき、市が行うべき取組や連携について、その推進を図ります。合わせて、群馬県主催「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」において検討された内容を把握し、今後の施策への反映に努めます。

（2）再犯防止等に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などの啓発活動に取り組み、再犯防止に関する周知と啓発を図ります。

（3）更生保護活動への支援

地域における更生保護の拠点である「沼田利根更生保護サポートセンター」への支援を推進します。

(4) 保護司との連携強化

社会復帰を目指す人たちからの相談を受け、更生を支援する保護司との連携を強化し、地域全体で社会復帰を目指す人たちを支える環境づくりに努めます。

(5) 民間協力者や関係団体等との連携強化

更生保護女性会などの更生保護に関わる団体や支援者、沼田市社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。

(6) 保健医療・福祉サービスの利用支援

高齢者や障がいのある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合に適切な利用ができるよう、関係機関との連携による支援を推進します。

(7) 就労先の確保とそのための関係機関・団体との連携強化

公共職業安定所（ハローワーク）、保護観察所に登録した協力雇用主などと連携し、それぞれの状況に即した就労の促進と就労先の確保に努めます。

(8) 犯罪被害者支援施策との協調

再犯防止に関する施策を展開するにあたり、「第4次群馬県犯罪被害者基本計画」等の犯罪被害者への支援を行う施策などとの協調を図ります。

参考資料

相談窓口一覧

相談窓口	連絡先
みんなの人権110番(法務省) (全国共通人権相談ダイヤル)	 0570-003-110
子どもの人権110番(法務省)	 0120-007-110
女性の人権ホットライン(法務省)	 0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル(法務省) Foreign-language Human Rights Hotline	 0570-090911
インターネット人権相談受付窓口(法務省)	 https://www.jinken.go.jp/
インターネット人権相談受付窓口(法務省) (子どもの人権 SOS e メール)	 https://www.jinken.go.jp/kodomo
外国語インターネット人権相談受付窓口(法務省) Human rights counseling services in foreign languages	 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01
沼田人権擁護委員協議会 (前橋地方法務局沼田支局)	 0278-22-2518
ふれあい総合相談 (沼田市社会福祉協議会)	 0278-25-3267
沼田市役所 市民協働課 市民相談係	 0278-23-2111 (内線3056)

※令和4年10月1日現在

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）の規定に基づき、沼田市人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、沼田市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定にすること。
- (2) その他人権教育・啓発の推進に必要と認められる事項にすること。

(組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表
- (2) 人権に関する組織・団体等の代表あるいは委員
- (3) 前各号に掲げる者のか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定完了までとする。また、任期中に委員の変更があった場合、後任者の任期も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庁内検討委員会)

第7条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、沼田市人権教育・啓発に関する基本計画 庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員の任期は、基本計画策定完了までとする。
- 4 委員長は、市民部長とし、副委員長は市民協働課長とする。
- 5 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討委員会の庶務は、市民部市民協働課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画策定委員会委員名簿

要綱第3条の種別	氏 名	組 織
市民の代表	設 楽 初 美	沼田市国際交流協会
	浅 沼 美 香	沼田市子ども・子育て会議
	布 施 辰二郎	沼田市老人クラブ連合会
	根 岸 俊 夫	沼田市身体障害者団体連合会
人権に関する組織・団体等	吉 田 修	前橋地方法務局沼田支局
	北 原 君 子	沼田人権擁護委員協議会
	内 山 久 井	沼田利根保護区保護司会
	唐 木 富 雄	沼田市民生委員児童委員協議会
	小 林 昭 紀	沼田市人権教育推進協議会
市長が必要と認める者	阿 部 忠 博	沼田市小・中学校長会協議会
	今 井 浩	沼田市教育研究所
	田 村 博 史	沼田市社会福祉協議会

別表2（第7条関係）

沼田市人権教育・啓発に関する基本計画庁内検討委員会名簿

役 職	職 名
委 員 長	市民部長
副委員長	市民協働課長
委 員	職員課長、企画政策課長、社会福祉課長、子ども課長、介護高齢課長、健康課長、学校教育課長、生涯学習課長